



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- | | | | |
|-----|---|-----------------|----|
| *1 | 附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | (行政改革課)..... | 10 |
| *2 | 和歌山県行政手続条例の一部を改正する条例 | (")..... | 10 |
| *3 | 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例 | (人事課)..... | 12 |
| *4 | 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 | (")..... | 12 |
| *5 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | (")..... | 13 |
| *6 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 | (")..... | 32 |
| *7 | 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 | (")..... | 33 |
| *8 | 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 | (")..... | 34 |
| *9 | 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 | (")..... | 35 |
| *10 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 | (")..... | 36 |
| *11 | 非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例 | (")..... | 37 |
| *12 | 和歌山県税条例の一部を改正する条例 | (税務課)..... | 37 |
| *13 | 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 | (市町村課)..... | 38 |
| *14 | 旧和歌山県議会議事堂設置及び管理条例 | (文化国際課)..... | 40 |
| *15 | 和歌山県自然海浜保全地区条例の一部を改正する条例 | (環境生活総務課)..... | 40 |
| *16 | 和歌山県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例 | (")..... | 40 |
| *17 | 水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準等を定める条例の一部を改正する条例 | (環境管理課)..... | 41 |
| *18 | 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 | (食品・生活衛生課)..... | 42 |
| *19 | 和歌山県民生委員の定数を定める条例 | (福祉保健総務課)..... | 52 |
| *20 | 和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 | (長寿社会課)..... | 52 |
| *21 | 和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 | (")..... | 53 |
| *22 | 和歌山県特別会計条例の一部を改正する条例 | (商工振興課)..... | 54 |
| *23 | 和歌山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | (公営企業課)..... | 54 |
| *24 | 和歌山県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例 | (道路保全課)..... | 54 |
| *25 | 和歌山県景観条例の一部を改正する条例 | (都市政策課)..... | 55 |
| *26 | 和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 | (建築住宅課)..... | 58 |
| *27 | 和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例 | (港湾空港課)..... | 58 |
| *28 | 和歌山県みなとまち条例 | (")..... | 58 |
| *29 | 和歌山県教育委員会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例 | (教育委員会)..... | 68 |
| *30 | 和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例 | (")..... | 69 |

*31	委員会の委員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	69
*32	教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	70
*33	教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	70
*34	市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	81
*35	和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例	(〃).....	95
*36	警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部).....	95
*37	和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例	(〃)....	102
*38	和歌山県警察職員の賞じゅつ金に関する条例の一部を改正する条例	(〃)....	103
*39	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(〃)....	103
*40	和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)....	103

公布された条例のあらまし

◇ 附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県次世代育成支援対策地域協議会を廃止するとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。（第 2 条関係）

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県行政手続条例の一部を改正する条例

1 条例概要

行政手続法の一部改正に伴い、法律等の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度を設けるとともに、所要の改正を行うほか、規定の整備を行うこととしました。（第 2 条～第 4 条、第 13 条～第 15 条、第 22 条、第 25 条、第 28 条、第 33 条並びに第 35 条及び第 36 条関係）

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第 2 条の改正規定、第 3 条の改正規定（「第 4 章」を「第 4 章の 2」に改める部分を除く。）、第 4 条、第 13 条～第 15 条、第 22 条、第 25 条及び第 28 条の改正規定は、公布の日から施行します。

◇ 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事及び副知事の期末手当の支給割合を改めました。（第 3 条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事及び副知事の給料及び期末手当の額を減ずる期間を延長するとともに、所要の改正を行いました。（第 1 条～第 3 条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、職員の給与について次のとおり改定することとしました。

- (1) 地域手当の級地区分を 1 区分増設し、支給割合を引き上げることとしました。(第 14 条の 2 及び第 14 条の 3 関係)
- (2) 単身赴任手当について再任用職員を支給対象とするとともに手当の額を引き上げることとしました。(第 15 条の 2 及び第 25 条の 2 関係)
- (3) 管理職員特別勤務手当について平日深夜に勤務した場合に支給できるよう支給要件を拡大することとしました。(第 19 条の 4 関係)
- (4) 勤勉手当の支給割合を改めることとしました。(第 24 条関係)
- (5) 給料表の給料月額を平均 2% 引き下げることとしました。(別表第 1～別表第 3 関係)
- (6) 医療職給料表(1)の適用について病院、保健所等に勤務する医師以外の医師を適用対象とすることとしました。(別表第 3 関係)

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給与について、給料表の給料月額を平均 2% 引き下げるとともに、所要の改正を行うこととしました。(第 27 条～第 30 条及び別表関係)

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、一般職の任期付研究員の給与について次のとおり改定することとしました。

- (1) 給料表の給料月額を平均 2% 引き下げることとしました。(第 5 条関係)
- (2) 期末手当の支給割合を改めることとしました。(第 6 条関係)

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、一般職の任期付職員の給与について次のとおり改定することとしました。

- (1) 給料表の給料月額を平均 2% 引き下げることとしました。(第 7 条及び別表関係)
- (2) 特定任期付職員の期末手当の支給割合を改めることとしました。(第 10 条関係)

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、職員の退職手当について在職期間中の公務への貢献度をよりの確に反映させるよう退職手当の調整額を改めるとともに、規定の整備を行うこととしました。(第 3 条、第 7 条の 4、第 8 条、第 11 条の 3、第 13 条、第 16 条～第 18 条、

第 20 条、付則第 29 項、付則第 33 項及び付則第 35 項関係)

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

職員に支給する特殊勤務手当について、麻薬取締手当を新設するとともに、口蹄疫又は低病原性鳥インフルエンザの患畜が発生した場合において、当該患畜に接する作業等に直接従事したときを新たに防疫業務等手当の支給の対象とするなど所要の改正を行うほか、規定の整備を行うこととしました。（第 3 条、第 8 条、第 9 条、第 17 条、第 18 条及び第 24 条～第 27 条関係）

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第 8 条の改正規定は、公布の日から施行します。

◇ 非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

1 条例概要

一般職非常勤職員の報酬の額の上限及び勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復することに係る費用弁償の額を改めることとしました。（第 3 条及び別表関係）

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県行政手続条例及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。（第 3 条の 3、第 133 条及び附則第 22 項関係）

2 施行期日

第 3 条の 3 の改正規定は平成 27 年 4 月 1 日から、第 133 条及び附則第 22 項の改正規定は同年 5 月 29 日から施行します。

◇ 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の一部改正等に伴い、規定の整備を行うとともに、建築基準法等に基づく知事の権限に属する事務の一部を関係市町村が処理することとするほか、所要の改正を行うこととしました。（第 2 条関係）

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行します。ただし、次の改正は、それぞれに定める日から施行します。

(1) 第 2 条第 1 項の表 8 の項の改正 平成 27 年 5 月 29 日

(2) 第 2 条第 1 項の表 35 の項の改正 平成 27 年 6 月 1 日

(3) 第 2 条第 1 項の表 53 の項の改正 食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）の施行の日

◇ 旧和歌山県議会議事堂設置及び管理条例

1 条例概要

県民の文化の振興及び福祉の向上に資することを目的として、旧和歌山県議会議事堂を設置することとしました。

2 施行期日

公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

◇ 和歌山県自然海浜保全地区条例の一部を改正する条例

1 条例概要

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴う規定の整備を行うとともに、所要の改正を行うこととしました。（第 4 条関係）

2 施行期日

平成 27 年 5 月 29 日から施行します。ただし、第 4 条第 2 項第 9 号の改正規定は、公布の日から施行します。

◇ 和歌山県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

1 条例概要

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。（第 1 条関係）

2 施行期日

平成 27 年 5 月 29 日から施行します。

◇ 水質汚濁防止法第 3 条の規定に基づく排水基準等を定める条例の一部を改正する条例

1 条例概要

水質汚濁防止法第 3 条の規定に基づき県が定める排水基準を改めました。（別表第 1 関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

食品の安全性を向上させることを目的とし、食品等事業者の公衆衛生上講ずべき措置の基準を改めました。（第 2 条及び別表第 1 関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県民生委員の定数を定める条例

1 条例概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による民生委員法の一部改正に伴い、民生委員の定数を定めました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

1 条例概要

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令による指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。（第 3 条関係）

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

1 条例概要

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令による指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。（第 3 条及び第 5 条関係）

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県特別会計条例の一部を改正する条例

1 条例概要

小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止に伴い、所要の改正を行うこととしました。(別表関係)

2 施行期日

平成 27 年 3 月 31 日から施行します。

◇ 和歌山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

有田川第 1 工業用水道の 1 日の最大給水量を改めることとしました。(第 2 条関係)

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

1 条例概要

道路の案内標識の項名を改めるとともに、規定の整備を行いました。(第 2 条及び別表関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県景観条例の一部を改正する条例

1 条例概要

良好な景観の形成を推進するための施策として、既存の建築物の増改築等に当たり建築物全体を景観計画に定められた制限に適合させる制度を設けることとしました。(目次、第 2 章第 2 節、第 14 条、第 3 章、第 22 条及び本則関係)

2 施行期日

平成 27 年 7 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

建築基準法の一部改正に伴う規定の整備等を行うこととしました。(第 1 条及び第 15 条関係)

2 施行期日

平成 27 年 6 月 1 日から施行します。ただし、第 15 条の改正規定は、公布の日から施行します。

◇ 和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

港湾環境整備施設における禁止行為に、新たに花火等により騒音を発する行為を加えるとともに、日高港の港湾施設に係る使用料の特例期間を延長することとしました。(第 3 条の 2 及び付則第 5 項関係)

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行します。ただし、付則第 5 項の改正規定は、公布の日から施行します。

◇ 和歌山県みなとまち条例

1 条例概要

県民の福祉の増進及び地域の振興に資するみなとまちを設置及び管理することとしました。

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行します。ただし、附則第 2 項及び附則第 5 項の規定は、公布の日から施行します。

◇ 和歌山県教育委員会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による教育委員会の組織の変更に伴い、教育委員会の委員の定数を改めることとしました。(第 2 条関係)

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

教育委員会の事務局の職員の定数を改めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う規定の整備を行うこととしました。(第 1 条及び第 2 条関係)

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 委員会の委員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第 2 条及び別表第 2 関係)

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

教育長の給料月額の設定を行うとともに、扶養手当を廃止するほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、職務に専念する義務の特例について定めるなど所要の改正を行うこととしました。(第 1 条、第 2 条及び第 4 条関係)

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、教育職員の給与について次のとおり改定することとしました。

(1) 地域手当の級地区分を 1 区分増設し、支給割合を引き上げることとしました。(第 14 条の 2 関係)

(2) 単身赴任手当について再任用職員を支給対象とするとともに手当の額を引き上げることとしました。(第 15 条の 5 及び第 21 条の 2 関係)

(3) 管理職員特別勤務手当について平日深夜に勤務した場合に支給できるよう支給要件を拡大することとしました。(第 15 条の 6 関係)

(4) 勤勉手当の支給割合を改めることとしました。(第 20 条関係)

(5) 給料表の給料月額を平均 2% 引き下げることとしました。(別表第 1 及び別表第 2 関係)

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、市町村立学校職員の給与について次のとおり改定することとしました。

- (1) 地域手当の級地区分を 1 区分増設し、支給割合を引き上げることとしました。(第 16 条の 2 関係)
- (2) 単身赴任手当について再任用職員を支給対象とするとともに手当の額を引き上げることとしました。(第 17 条の 5 及び第 22 条の 2 関係)
- (3) 管理職員特別勤務手当について平日深夜に勤務した場合に支給できるよう支給要件を拡大することとしました。(第 17 条の 6 関係)
- (4) 給料表の給料月額を平均 2% 引き下げることとしました。(別表第 1～別表第 3 関係)

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

市町村立の小学校及び中学校並びに県立の高等学校及び特別支援学校の児童生徒数及び学級数の変動等に伴い、職員の定数を改めることとしました。(第 2 条及び第 4 条関係)

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、警察職員の給与について次のとおり改定することとしました。

- (1) 地域手当の級地区分を 1 区分増設し、支給割合を引き上げることとしました。(第 12 条の 2 関係)
- (2) 単身赴任手当について再任用職員を支給対象とするとともに手当の額を引き上げることとしました。(第 13 条の 2 及び第 23 条の 2 関係)
- (3) 管理職員特別勤務手当について平日深夜に勤務した場合に支給できるよう支給要件を拡大することとしました。(第 19 条関係)
- (4) 勤勉手当の支給割合を改めることとしました。(第 22 条関係)
- (5) 給料表の給料月額を平均 2% 引き下げることとしました。(別表関係)

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

1 条例概要

警察官の定員及び階級別定員を改めることとしました。(第 2 条関係)

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県警察職員の賞じゅつ金に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

警察職員に対する国の殉職者特別賞じゅつ金に準じ、殉職者特別賞じゅつ金を支給することがで

きることとするとともに、規定の整備を行うこととしました。（題名、第 1 条及び第 3 条～第 5 条関係）

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。（第 3 条関係）

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

主な内容は、次のとおりです。

(1) 自動車運転免許第 2 試験場の使用料を定めるとともに、道路交通法施行令の一部改正に伴う運転免許試験手数料の額の改定等を行うほか、規定の整備等を行うこととしました。（別表第 1 第 3 2 項、別表第 2 第 3 4 項及び別表第 3 第 1 5 項関係）

(2) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴う規定の整備を行うこととしました。（別表第 2 第 9 項関係）

(3) 職業能力開発促進法施行令の一部改正に伴う規定の整備を行うこととしました。（別表第 2 第 1 5 項関係）

(4) 宅地建物取引業法の一部改正に伴う規定の整備を行うとともに、宅地建物取引士証の再交付の申請に対する審査に係る手数料の額を定めることとしました。（別表第 2 第 2 5 項及び別表第 3 第 1 3 項関係）

(5) 銃砲刀剣類等所持取締法の一部改正に伴う規定の整備を行うこととしました。（別表第 2 第 3 2 項関係）

(6) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部改正に伴う規定の整備及び所要の改正を行うとともに、土壌汚染対策法の一部改正に伴い、指定調査機関の指定申請に対する審査等に係る手数料を定めることとしました。（別表第 3 第 3 項関係）

(7) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による食品衛生法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正に伴い、食品衛生管理者の養成施設の登録等の申請に対する審査の手数料及び食鳥処理衛生管理者の養成施設の登録等の申請に対する審査の手数料を定めるとともに、規定の整備を行うこととしました。（別表第 3 第 3 項関係）

(8) 和歌山県工業技術センターの機器の更新に伴う手数料の額の改定等を行いました。（別表第 3 第 6 項関係）

(9) 建築基準法等の一部改正に伴い、建築物の高さの許可の申請に対する審査の手数料等を定めるほか、規定の整備等を行うこととしました。（別表第 3 第 1 3 項関係）

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行します。ただし、次の改正は、それぞれに定める日から施行します。

(1) 1 の（5）の改正、1 の（6）の改正（別表第 3 第 3 項第 1 号に係る改正に限る。）及び 1 の

- (9) の改正 公布の日
- (2) 1 の (2) の改正及び 1 の (6) の改正（別表第 3 第 3 項第 3 号に係る改正の一部に限る。）
平成 27 年 5 月 29 日
- (3) 1 の (1) の改正（別表第 2 第 3 4 項第 1 号に係る改正の一部に限る。）及び 1 の (9) の改正（別表第 3 第 1 3 項第 8 号、第 1 1 号及び第 1 2 号に係る改正の一部に限る。） 平成 27 年 6 月 1 日
- (4) 1 の (1) の改正（別表第 3 第 1 5 項第 2 号に係る改正の一部に限る。） 平成 28 年 2 月 1 日

条 例

附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 1 号

附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置等に関する条例（昭和 28 年和歌山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表和歌山県次世代育成支援対策地域協議会の項を削り、同条第 2 項の表和歌山県教育委員会事務評価審議会の項中「第 27 条」を「第 26 条」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 2 号

和歌山県行政手続条例の一部を改正する条例

和歌山県行政手続条例（平成 7 年和歌山県条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 章 行政指導（第 30 条—第 35 条）」を「第 4 章 行政指導（第 30 条—第 36 条）」に、「第 36 条」を「第 38 条」に改める。

第 2 条第 3 号中「及び第 32 条」を「、第 32 条及び第 33 条」に改め、同条第 5 号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 3 条中「第 4 章」を「第 4 章の 2」に改め、同条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号を第 10 号とし、同条第 8 号中「かかわる」を「関わる」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条第 7 号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条中第 6 号を第 7 号とし、同条第 5 号中「第 2 条」を「第 3 条第 1 項」に改め、「並びに地方自治法附則第 8 条に規定する職員」を削り、同号を同条第 6 号とし、同条中第 4 号を第 5 号とし、第 1 号から第 3 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 議会の議決を経て、又はこれらの同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分
第 4 条、第 13 条第 1 項及び第 2 項第 5 号、第 14 条第 1 項及び第 2 項、第 15 条第 1 項及び第 3 項並びに第
22 条第 3 項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 25 条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第 28 条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 33 条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同
条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基
づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなけれ
ばならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第 36 条を第 38 条とする。

第 4 章の次に次の 1 章を加える。

第 4 章の 2 処分等の求め

(処分等の求め)

第 37 条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指
導（その根拠となる規定が法律等に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当
該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し
出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は県の機関は、第 1 項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果
に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第 4 章中第 35 条を第 36 条とし、第 34 条の次に次の 1 条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第 35 条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例（以下「法律
等」という。）に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律等に規定する要件
に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指
導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方につ

いて弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律等の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該県の機関は、第 1 項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律等に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第 2 条第 5 号の改正規定、第 3 条の改正規定（「第 4 章」を「第 4 章の 2」に改める部分を除く。）、第 4 条、第13条第 1 項及び第 2 項第 5 号、第14条第 1 項及び第 2 項、第15条第 1 項及び第 3 項、第22条第 3 項、第25条並びに第28条の改正規定は、公布の日から施行する。

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 3 号

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

知事及び副知事の給与その他の給付条例（昭和22年和歌山県条例第13号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 2 項ただし書中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 4 号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成13年和歌山県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条及び第 3 条を削り、第 1 条の見出し及び条名を削り、第 1 項に項番号を付し、同項中「平成27年 3 月31日」を「平成28年 3 月31日」に改め、「（以下「特例期間」という。）」を削り、第 2 項中「平成

26年12月」を「平成27年12月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 5 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第2項第1号中「100分の18」を「100分の20」に改め、同項第2号中「100分の15」を「100分の16」に改め、同項第3号中「100分の12」を「100分の15」に改め、同項第4号中「100分の10」を「100分の12」に改め、同項第5号中「100分の6」を「100分の10」に改め、同項第6号中「100分の3」を「100分の6」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 7級地 100分の3

第14条の3中「で医療業務に従事する者」を削り、「100分の15」を「100分の16」に改める。

第15条の2第2項中「2万6,000円」を「3万円」に、「4万5,000円」を「7万円」に改める。

第19条の4第1項中「定める職員」の次に「（次項において「管理職員」という。）」を、「年末年始の休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第19条の4第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

第24条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に、「100分の102.5」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に、「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

第25条の2中「、第15条の2」を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 1 (第 8 条関係)

行政職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800	456,100
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200	459,200
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700	462,200
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100	465,200
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000	468,200
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300	471,200
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400	474,200
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600	477,300
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600	480,000
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700	483,100
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800	486,100
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900	489,200
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600	491,900
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400	494,200
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400	496,500
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400	498,800
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300	500,900
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100	502,300
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900	503,800
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600	505,200
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400	506,400
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900	507,800
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300	509,300
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800	510,800
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200	511,900
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500	513,000
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800	514,200
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000	515,400
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000	516,400
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700	517,300
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	518,200
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200	519,100
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900	519,900
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700	520,800
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400	521,500
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000	522,000

	37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500	522,700
	38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100	523,300
	39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700	524,100
	40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300	524,700
	41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800	525,200
	42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300	
	43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700	
	44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000	
再	45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300	
	46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700		
	47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100		
	48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800		
任	49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300		
	50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700		
	51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100		
	52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500		
用	53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900		
	54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300		
	55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700		
	56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000		
職	57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300		
	58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700		
	59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000		
	60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300		
員	61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600		
	62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800			
	63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100			
	64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400			
以	65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700			
	66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000			
	67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300			
	68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600			
外	69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800			
	70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100			
	71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400			
	72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700			
の	73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900			
	74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200			
	75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500			
	76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700			
職	77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900			
	78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900				
	79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200				

員	80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500
	81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700
	82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000
	83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300
	84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500
	85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700
	86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000
	87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300
	88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500
	89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700
	90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000
	91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300
	92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500
	93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700
	94		292,500	340,300	379,200	
	95		292,900	340,800	379,600	
	96		293,300	341,200	380,000	
	97		293,500	341,300	380,300	
	98		293,800	341,800	380,800	
	99		294,200	342,200	381,200	
	100		294,600	342,500	381,600	
	101		294,800	342,800	381,900	
	102		295,100	343,200		
	103		295,500	343,600		
	104		295,800	344,000		
	105		296,000	344,500		
	106		296,300	344,900		
	107		296,700	345,300		
	108		297,000	345,700		
	109		297,200	346,200		
	110		297,600	346,600		
	111		298,000	346,900		
	112		298,300	347,200		
	113		298,400	347,700		
	114		298,700			
	115		299,000			
	116		299,400			
	117		299,600			
	118		299,800			
	119		300,100			
	120		300,400			
	121		300,800			
	122		301,000			

	123		301,300							
	124		301,600							
	125		301,900							
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	438,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第 9 項に規定する職員を除く。

別表第 2 (第 8 条関係)

研 究 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	137,700	187,200	274,000	327,100	385,800
	2	138,800	189,700	276,500	329,300	388,700
	3	140,000	192,100	279,000	331,500	391,500
	4	141,100	194,500	281,500	333,600	394,300
	5	142,200	197,000	283,900	335,500	396,600
	6	143,500	199,300	286,100	337,600	399,300
	7	144,800	201,600	288,300	339,700	402,000
	8	146,100	203,800	290,500	341,800	404,700
	9	147,200	205,900	292,700	343,800	407,400
	10	148,900	208,200	295,500	345,800	410,000
	11	150,500	210,500	298,200	347,900	412,700
	12	152,100	212,800	301,000	349,900	415,500
	13	153,600	215,000	303,400	352,000	418,200
	14	155,500	217,400	306,100	353,900	420,900
	15	157,400	219,800	308,800	355,800	423,700
	16	159,400	222,200	311,600	357,700	426,400
	17	161,200	224,500	314,200	359,600	428,900
	18	163,400	227,300	316,400	361,500	431,500
	19	165,600	230,200	318,700	363,400	434,000
	20	167,700	233,100	320,900	365,400	436,600
	21	169,900	235,600	323,200	367,000	439,100
	22	172,300	238,300	325,200	369,000	441,700
	23	174,600	240,800	327,200	370,900	444,300
	24	176,900	243,500	329,300	372,800	446,800
	25	179,000	246,200	331,400	374,400	449,000
	26	181,100	248,600	333,300	376,100	451,300
	27	183,200	251,000	335,100	378,000	453,800
	28	185,300	253,400	337,000	379,900	456,300
	29	187,300	256,100	339,000	381,800	458,800
	30	189,100	258,300	340,700	383,700	461,300
	31	190,900	260,400	342,300	385,600	463,800
	32	192,600	262,500	344,000	387,600	466,300
	33	194,400	264,500	345,400	389,200	468,600
	34	196,300	266,600	346,800	391,000	471,000
	35	198,200	268,800	348,300	392,600	473,400
	36	200,100	270,800	349,800	394,400	475,900

	37	201,800	272,800	351,100	395,600	478,300
	38	203,700	274,300	352,500	397,100	480,800
	39	205,600	275,800	353,900	398,500	483,200
	40	207,500	277,400	355,300	399,900	485,700
再	41	209,400	278,800	356,200	401,300	488,000
	42	211,300	280,000	357,300	402,600	490,200
	43	213,200	281,100	358,600	404,100	492,400
	44	215,100	282,200	359,700	405,700	494,600
任	45	216,800	283,000	360,900	407,100	496,300
	46	218,700	284,300	362,100	408,300	497,800
	47	220,500	285,600	363,400	409,900	499,400
	48	222,300	286,800	364,600	411,500	500,900
用	49	224,000	288,200	365,700	412,800	502,600
	50	225,800	289,500	367,000	414,200	504,000
	51	227,600	290,700	368,300	415,700	505,400
	52	229,300	291,900	369,600	417,100	506,900
職	53	230,900	293,100	370,300	418,500	508,000
	54	232,700	294,300	371,300	419,900	509,200
	55	234,500	295,600	372,200	421,300	510,400
	56	236,100	296,800	373,200	422,700	511,600
員	57	237,700	297,900	374,000	423,800	512,500
	58	239,000	299,100	374,800	425,100	513,500
	59	240,200	300,300	375,500	426,500	514,500
	60	241,300	301,500	376,200	427,800	515,500
以	61	242,600	302,500	376,800	428,600	516,600
	62	243,700	303,600	377,500	429,500	517,500
	63	244,800	304,700	378,400	430,500	518,200
	64	246,000	305,800	379,300	431,400	518,900
外	65	247,200	306,800	379,900	432,300	519,700
	66	248,500	307,900	380,700	433,100	520,500
	67	249,700	309,000	381,500	433,700	521,300
	68	250,700	310,100	382,300	434,500	522,100
の	69	251,700	311,200	382,900	434,900	522,800
	70	253,200	312,200	383,600	435,500	523,600
	71	254,700	313,300	384,300	436,000	524,400
	72	256,100	314,400	385,000	436,500	525,200
職	73	257,500	315,200	385,700	437,000	525,900
	74	258,900	316,200	386,300		
	75	260,300	317,300	386,900		
	76	261,600	318,400	387,600		
員	77	262,700	319,500	388,300		
	78	263,900	320,500	388,900		
	79	265,200	321,500	389,500		

80	266,400	322,400	390,100		
81	267,800	323,500	390,700		
82	269,100	324,300	391,300		
83	270,400	325,000	391,900		
84	271,600	325,800	392,500		
85	272,800	326,300	393,000		
86	274,000	326,800	393,500		
87	275,300	327,300	394,000		
88	276,500	327,800	394,700		
89	277,500	328,100	395,100		
90	278,700	328,600			
91	279,900	329,100			
92	281,100	329,600			
93	282,100	329,900			
94	283,100	330,300			
95	284,100	330,800			
96	285,100	331,300			
97	285,700	331,800			
98	286,600	332,300			
99	287,400	332,800			
100	288,300	333,300			
101	289,200	333,800			
102	289,900	334,300			
103	290,600	334,800			
104	291,300	335,300			
105	292,000	335,800			
106	292,500	336,200			
107	293,000	336,700			
108	293,500	337,100			
109	293,700	337,600			
110	294,100	338,000			
111	294,400	338,500			
112	294,700	338,900			
113	295,000	339,400			
114	295,300	339,800			
115	295,600	340,300			
116	295,900	340,700			
117	296,200	341,200			
118	296,600	341,600			
119	296,900	342,000			
120	297,300	342,400			
121	297,600	342,800			

再 任 用 職 員		215,200	256,400	281,200	323,600	382,100
-----------------------	--	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第 3 アの表備考中「病院」を「医師及び病院」に改め、「医師及び」を削る。

別表第 3 イ及びウを次のように改める。

イ 医療職給料表 (2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	142,400	180,300	215,500	242,000	275,700	323,700	368,800
	2	143,800	181,900	217,100	243,400	277,800	325,700	371,500
	3	145,200	183,500	218,700	244,700	280,000	327,900	374,100
	4	146,600	185,100	220,300	246,100	282,200	330,100	376,800
	5	147,800	186,600	221,700	247,400	284,400	332,100	379,200
	6	149,600	188,200	223,300	248,700	286,500	334,300	381,900
	7	151,300	189,800	224,800	250,000	288,700	336,400	384,500
	8	153,000	191,300	226,400	251,300	290,900	338,600	387,200
	9	154,700	192,900	227,900	252,700	292,900	340,600	389,300
	10	156,400	194,600	229,400	253,700	295,100	342,700	391,600
	11	158,100	196,200	230,800	254,900	297,200	344,900	393,800
	12	159,900	197,900	232,200	256,100	299,400	347,000	396,000
	13	161,400	199,500	234,000	257,400	301,600	348,700	398,100
	14	163,300	201,100	235,400	259,100	303,600	350,700	400,100
	15	165,300	202,700	236,700	260,700	305,700	352,600	402,100
	16	167,200	204,300	238,100	262,300	307,700	354,600	404,200
	17	169,100	205,800	239,400	263,900	309,900	356,600	406,000
	18	171,000	207,500	240,700	265,800	311,900	358,600	408,000
	19	172,800	209,200	242,000	267,600	314,000	360,600	409,900
	20	174,700	210,900	243,300	269,500	316,100	362,600	412,000
	21	176,600	212,200	244,700	271,300	318,000	364,400	413,800
	22	178,100	213,700	245,800	273,100	320,000	366,400	415,400
	23	179,600	215,100	247,000	275,000	321,900	368,500	417,000
	24	181,100	216,600	248,200	276,800	323,900	370,600	418,500
	25	182,700	218,000	249,400	278,600	325,900	372,000	420,000
	26	184,200	219,400	251,000	280,500	327,800	373,800	421,300
	27	185,700	220,800	252,500	282,400	329,800	375,600	422,600
	28	187,100	222,100	254,000	284,200	331,800	377,300	423,900
	29	188,700	223,600	255,500	286,200	333,400	379,100	425,200
	30	190,000	225,000	257,300	288,100	335,200	380,600	426,400
	31	191,300	226,600	259,100	289,900	336,900	382,200	427,600
	32	192,600	228,000	260,800	291,800	338,700	383,900	428,700
	33	194,000	229,500	262,300	293,600	340,500	385,200	429,900
	34	195,400	230,900	264,100	295,300	342,300	386,500	431,100
	35	196,800	232,100	265,800	297,100	344,200	387,800	432,300
	36	198,200	233,400	267,600	298,900	346,000	389,000	433,500

再	37	199,300	234,900	269,100	300,400	347,800	390,100	434,800
	38	200,600	236,200	270,800	302,100	349,500	391,300	435,600
	39	201,900	237,500	272,500	303,800	351,100	392,400	436,000
	40	203,200	238,900	274,200	305,400	352,800	393,500	436,700
任	41	204,400	240,200	275,900	307,200	354,000	394,300	437,200
	42	205,600	241,600	277,500	308,900	355,100	395,100	437,600
	43	206,800	242,900	279,200	310,500	356,300	395,900	438,000
	44	208,000	244,000	280,900	312,200	357,500	396,700	438,400
用	45	209,200	245,200	282,500	313,400	358,700	397,100	438,800
	46	210,300	246,700	284,200	314,800	359,500	397,700	439,200
	47	211,400	248,300	285,900	316,300	360,700	398,200	439,600
	48	212,500	249,800	287,500	317,900	361,800	398,600	439,900
職	49	213,600	251,400	288,900	319,400	362,800	399,000	440,200
	50	214,600	252,800	290,500	320,700	363,800	399,300	440,600
	51	215,600	254,200	292,000	321,900	364,800	399,600	440,900
	52	216,600	255,600	293,600	323,200	365,800	399,900	441,200
員	53	217,400	256,700	295,000	324,300	366,600	400,200	441,500
	54	218,400	258,100	296,500	325,300	367,400	400,500	
	55	219,300	259,500	297,900	326,400	368,300	400,800	
	56	220,300	260,900	299,400	327,400	369,200	401,100	
以	57	221,100	261,900	300,700	327,900	369,700	401,400	
	58	222,000	263,200	301,900	328,800	370,500	401,700	
	59	222,900	264,500	303,200	329,600	371,300	402,000	
	60	223,800	265,800	304,600	330,500	372,100	402,400	
外	61	224,700	266,800	305,900	331,300	372,500	402,600	
	62	225,700	268,000	307,100	331,600	373,200	402,900	
	63	226,700	269,300	308,400	332,200	373,900	403,200	
	64	227,800	270,600	309,600	332,900	374,600	403,500	
の	65	228,500	271,600	311,000	333,500	375,000	403,700	
	66	229,400	272,700	311,800	334,200	375,600		
	67	230,300	273,800	312,600	334,900	376,300		
	68	231,200	274,900	313,400	335,600	376,900		
職	69	231,900	276,000	314,000	336,300	377,300		
	70	232,600	277,000	314,700	336,800	377,800		
	71	233,300	278,100	315,400	337,400	378,300		
	72	234,000	279,200	316,000	338,000	378,800		
員	73	234,700	280,100	316,700	338,300	379,400		
	74	235,500	280,800	316,900	338,900	379,900		
	75	236,300	281,400	317,500	339,400	380,500		
	76	237,100	282,200	318,100	340,000	381,100		
	77	237,700	283,000	318,700	340,500	381,600		
	78	238,300	283,600	319,200	341,000	382,100		
	79	238,900	284,200	319,700	341,500	382,600		
	80	239,500	284,800	320,200	341,900	383,100		

81	239,900	285,500	320,800	342,200	383,400		
82	240,300	286,000	321,300	342,500	383,900		
83	240,700	286,400	321,700	342,900	384,300		
84	241,100	286,800	322,200	343,200	384,700		
85	241,500	287,000	322,700	343,700	385,100		
86		287,200	323,100	344,000			
87		287,400	323,300	344,300			
88		287,600	323,700	344,600			
89		288,000	324,100	345,000			
90		288,200	324,500	345,300			
91		288,400	324,900	345,700			
92		288,600	325,300	346,000			
93		289,000	325,600	346,400			
94		289,200	325,800	346,700			
95		289,400	326,200	347,000			
96		289,700	326,500	347,300			
97		290,100	326,700	347,600			
98		290,400	327,000	348,000			
99		290,600	327,300	348,400			
100		290,900	327,600	348,800			
101		291,200	327,800	349,300			
102		291,400	328,100	349,700			
103		291,600	328,500	350,100			
104		291,900	328,700	350,500			
105		292,200	328,800	351,000			
106			329,100				
107			329,500				
108			329,700				
109			329,900				
110			330,300				
111			330,700				
112			331,100				
113			331,300				
再任用職員	186,400	213,000	241,200	254,600	279,800	320,500	362,700

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医 療 職 給 料 表 (3)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	254,800	281,500	326,900
	2	157,000	185,000	233,200	255,800	283,400	329,100
	3	158,500	187,100	235,000	256,800	285,400	331,200
	4	159,900	189,200	236,800	257,900	287,400	333,400
	5	161,300	191,300	238,200	258,900	289,200	335,600
	6	162,800	193,600	239,600	260,000	291,000	337,700
	7	164,300	195,900	240,800	260,900	292,900	339,900
	8	165,800	198,200	242,100	262,000	294,800	342,000
	9	167,100	200,600	243,300	263,300	296,700	343,700
	10	168,800	202,000	244,400	264,100	298,600	345,700
	11	170,400	203,400	245,400	265,400	300,400	347,600
	12	172,000	204,800	246,500	266,700	302,300	349,600
	13	173,500	206,200	247,800	268,000	304,000	351,700
	14	175,500	207,700	248,900	269,500	305,700	353,800
	15	177,500	209,200	249,900	270,800	307,500	355,900
	16	179,500	210,500	250,900	272,300	309,300	357,900
	17	181,700	211,900	251,900	273,700	311,200	359,900
	18	183,800	213,400	252,900	275,200	312,800	361,900
	19	185,900	214,900	254,000	276,600	314,500	364,000
	20	188,000	216,400	255,000	278,100	316,200	366,100
	21	190,100	217,800	256,000	279,700	317,700	367,800
	22	192,300	219,500	257,000	281,300	319,300	369,900
	23	194,500	221,200	258,100	282,800	320,900	372,000
	24	196,700	222,900	259,200	284,300	322,400	374,000
	25	198,800	224,300	260,400	285,600	324,100	376,000
	26	200,100	226,000	261,900	287,400	325,500	377,600
	27	201,400	227,700	263,200	289,200	327,000	379,500
	28	202,700	229,400	264,600	290,900	328,600	381,400
	29	203,900	231,000	266,000	292,500	330,000	383,200
	30	205,100	232,400	267,600	294,200	331,500	384,900
	31	206,400	233,700	269,200	295,800	332,900	386,800
	32	207,600	234,900	270,700	297,500	334,400	388,600
	33	208,900	236,300	272,300	299,000	336,100	390,300
	34	210,200	237,400	273,800	300,500	337,600	392,000
	35	211,500	238,400	275,200	302,100	339,200	393,800
	36	212,800	239,600	276,600	303,700	340,700	395,500

	37	214,200	240,800	278,200	305,200	342,400	397,100
	38	215,600	241,900	279,600	306,700	344,000	398,800
	39	217,000	242,900	281,100	308,300	345,500	400,600
	40	218,400	244,000	282,500	309,900	347,100	402,400
	41	219,500	244,900	284,100	311,500	348,300	403,900
	42	220,900	245,900	285,700	312,900	349,800	405,400
	43	222,300	246,900	287,200	314,300	351,300	406,900
	44	223,700	247,900	288,800	315,800	352,700	408,200
	45	224,900	248,900	290,200	316,900	354,300	409,300
	46	226,300	249,900	291,600	318,300	355,300	410,400
	47	227,600	251,000	293,100	319,700	356,800	411,500
	48	228,900	252,100	294,600	321,200	358,100	412,700
	49	230,000	253,100	295,900	322,400	359,500	414,000
	50	231,100	254,500	297,200	323,800	360,900	415,100
	51	232,300	255,700	298,600	325,100	362,200	416,300
	52	233,400	257,000	300,000	326,400	363,600	417,400
	53	234,600	258,300	301,500	327,800	365,100	418,600
	54	235,700	259,900	302,800	329,200	366,300	419,600
	55	236,800	261,400	304,200	330,600	367,400	420,700
	56	237,800	262,900	305,600	331,900	368,600	421,800
	57	238,900	264,500	306,700	332,800	369,700	422,900
	58	240,000	266,100	307,900	334,100	370,600	423,400
	59	240,900	267,600	309,200	335,300	371,600	424,000
	60	241,900	269,200	310,600	336,600	372,600	424,400
	61	243,000	270,600	311,700	337,700	373,200	425,000
	62	244,000	272,100	313,000	338,600	374,000	425,500
	63	245,000	273,600	314,300	339,800	374,800	425,900
	64	246,100	275,000	315,500	341,100	375,600	426,400
	65	247,000	276,600	316,800	342,200	376,300	427,000
	66	248,200	278,100	318,100	343,400	377,000	427,400
再	67	249,400	279,600	319,400	344,600	377,800	427,700
	68	250,400	281,100	320,700	345,700	378,500	428,000
	69	251,300	282,300	321,400	346,700	379,100	428,400
	70	252,500	283,800	322,500	347,700	379,700	
任	71	253,800	285,300	323,600	348,800	380,400	
	72	255,000	286,700	324,500	349,900	381,000	
	73	256,400	287,900	325,800	350,700	381,700	
	74	257,700	289,300	326,500	351,800	382,200	
用	75	259,000	290,700	327,600	352,900	382,800	
	76	260,300	292,000	328,800	354,000	383,300	
	77	261,300	293,500	329,900	354,700	383,700	
	78	262,400	294,800	331,100	355,500	384,300	
職	79	263,700	296,000	332,200	356,300	384,800	
	80	265,000	297,300	333,400	357,000	385,100	

員	81	266,100	298,100	334,500	357,600	385,400
	82	267,100	299,300	335,600	358,100	385,900
	83	268,200	300,500	336,600	358,700	386,300
	84	269,300	301,700	337,700	359,200	386,600
以	85	270,200	302,800	338,600	359,800	386,900
	86	271,100	304,000	339,600	360,300	387,400
	87	272,200	305,200	340,500	360,900	387,900
	88	273,300	306,300	341,500	361,400	388,300
外	89	274,300	307,600	342,500	361,800	388,600
	90	275,200	308,800	343,300	362,200	389,000
	91	276,200	310,000	344,100	362,800	389,500
	92	277,200	311,200	344,900	363,300	389,900
の	93	278,200	312,000	345,500	363,600	390,300
	94	279,200	312,700	346,100	364,100	
	95	280,100	313,400	346,800	364,500	
	96	281,100	314,000	347,400	364,800	
職	97	282,000	314,700	347,800	365,400	
	98	282,800	315,000	348,200	365,900	
	99	283,500	315,600	348,700	366,400	
	100	284,400	316,300	349,100	366,900	
員	101	285,200	316,700	349,600	367,500	
	102	286,000	317,300	350,000	368,000	
	103	286,800	317,900	350,500	368,500	
	104	287,600	318,500	350,900	368,900	
	105	288,300	318,900	351,200	369,500	
	106	288,800	319,400	351,700	370,000	
	107	289,300	319,900	352,100	370,500	
	108	289,800	320,400	352,400	371,000	
	109	290,000	320,800	352,900	371,600	
	110	290,300	321,200	353,400	372,000	
	111	290,500	321,500	353,900	372,500	
	112	290,900	321,800	354,400	373,000	
	113	291,200	322,200	354,900	373,600	
	114	291,400	322,600	355,400	374,000	
	115	291,800	323,000	355,900	374,500	
	116	292,100	323,300	356,300	375,000	
	117	292,400	323,500	356,700	375,600	
	118	292,700	323,800	357,100	376,000	
	119	293,000	324,200	357,600	376,500	
	120	293,400	324,400	358,100	377,000	
	121	293,700	324,600	358,500	377,600	
	122	294,100	324,900	359,000		
	123	294,400	325,200	359,500		

124	294, 800	325, 500	360, 000
125	295, 000	325, 700	360, 300
126	295, 200	326, 000	
127	295, 500	326, 400	
128	295, 900	326, 600	
129	296, 100	326, 700	
130	296, 400	327, 000	
131	296, 800	327, 400	
132	297, 200	327, 600	
133	297, 400	327, 900	
134	297, 700	328, 300	
135	298, 100	328, 700	
136	298, 400	329, 100	
137	298, 600	329, 400	
138	298, 900	329, 800	
139	299, 300	330, 200	
140	299, 600	330, 600	
141	299, 800	330, 900	
142	300, 200	331, 300	
143	300, 600	331, 600	
144	300, 900	332, 000	
145	301, 000	332, 300	
146	301, 300	332, 700	
147	301, 600	333, 100	
148	302, 000	333, 500	
149	302, 200	333, 800	
150	302, 400	334, 200	
151	302, 700	334, 600	
152	303, 000	335, 000	
153	303, 400	335, 300	
154	303, 600		
155	303, 800		
156	304, 100		
157	304, 400		
158	304, 700		
159	305, 000		
160	305, 300		
161	305, 700		
162	306, 000		
163	306, 300		
164	306, 600		
165	307, 000		
166	307, 300		

	167	307,600					
	168	307,900					
	169	308,300					
再任用職員		232,700	253,100	260,300	270,500	286,800	323,900

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（切替日前の異動者の号給の調整）

2 この条例の施行の日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成30年 3 月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。

6 前 3 項の規定による給料を支給される職員に関する改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第23条第 5 項（第24条第 4 項において準用する場合及び職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年和歌山県条例第 9 号）第19条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、改正後の条例第23条第 5 項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年和歌山県条例第 5 号）附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（平成30年 3 月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

7 切替日から平成30年 3 月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第14条の 2 第 2 項第 1 号	1 0 0 分の 20	1 0 0 分の 20 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第14条の 2 第 2 項第 2 号	1 0 0 分の 16	1 0 0 分の 16 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第14条の 2 第 2 項第 3 号	1 0 0 分の 15	1 0 0 分の 15 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第14条の 2 第 2 項第 4 号	1 0 0 分の 12	1 0 0 分の 12 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

第14条の2第2項第5号	100分の10	100分の10を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第14条の2第2項第6号	100分の6	100分の6を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第14条の2第2項第7号	100分の3	100分の3を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第14条の3	100分の16	100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第15条の2第2項	3万円	3万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

(地域手当に関する経過措置)

- 8 この条例の施行の際現に職員の給与に関する条例第14条の4第1項の規定を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において改正前の第14条の2の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が切替日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する同項の規定の適用については、同項中「同条第2項各号に定める割合をいい」とあるのは、「改正前の同条第2項各号に定める割合をいい」とする。

(人事委員会規則への委任)

- 9 前7項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 10 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「受ける給料月額」の次に「(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年和歌山県条例第5号)附則第3項から第5項までの規定により給料として支給される額を含む。)」を加える。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第6号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号)の一部を次のように改正する。

- 第27条の表中「第20条、」を「第16条の2、第20条、」に、「第20条及び」を「第15条の2、第16条の2、第20条及び」に改める。

第28条の表中「第15条の5、第16条の3、第16条の4」を「第16条の3から第16条の5まで」に、「

第16条の3及び第16条の4」を「及び第16条の3から第16条の5まで」に改める。

第29条の表中「第13条の2、」を「第14条の2、」に、「及び第20条」を「、第14条の2及び第20条」に改める。

第30条の表中「、第18条の4、」を「から第18条の5まで、」に、「第18条の3、第18条の4」を「第17条の5、第18条の3から第18条の5まで」に改める。

別表第1中「213,400」を「212,900」に、「257,600」を「252,900」に、「277,800」を「272,300」に、「293,200」を「287,400」に、「319,100」を「312,800」に、「361,600」を「354,500」に、「395,400」を「387,600」に、「447,500」を「438,700」に改める。

別表第2中「286,900」を「281,200」に、「330,100」を「323,600」に、「389,800」を「382,100」に改める。

別表第3アの表備考中「病院」を「医師及び病院」に改め、「医師及び」を削り、別表第3イの表中「245,700」を「241,200」に、「259,300」を「254,600」に、「285,500」を「279,800」に、「327,000」を「320,500」に、「370,000」を「362,700」に改め、別表第3ウの表中「265,100」を「260,300」に、「275,500」を「270,500」に、「292,600」を「286,800」に、「330,400」を「323,900」に改める。

別表第4アの表中「335,400」を「328,800」に、「421,200」を「412,900」に改め、別表第4イの表中「328,600」を「322,100」に、「411,000」を「402,900」に改める。

別表第5の表中「251,100」を「250,600」に、「255,400」を「254,800」に、「291,500」を「286,200」に、「308,800」を「302,700」に、「323,200」を「316,800」に、「347,300」を「340,400」に、「383,100」を「375,600」に、「415,400」を「407,200」に改める。

別表第6アの表中「328,600」を「322,100」に、「411,000」を「402,900」に改め、別表第6イの表中「335,400」を「328,800」に、「421,200」を「412,900」に改め、別表第6ウの表中「245,700」を「241,200」に、「259,300」を「254,600」に、「285,500」を「279,800」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第7号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「400,000」を「392,000」に、「461,000」を「452,000」に、「524,000」を「514,000」に、「606,000」を「594,000」に、「705,000」を「691,000」に、「805,000」を「789,000」に改め、同条第2項の表中「332,000」を「326,000」に、「369,000」を「362,000」に、「

398,000」を「390,000」に改める。

第 6 条第 3 項中「定める職員」を「定める職員()」に、「含む。)」を「含む。」に、「100分の140」を「100分の155」に、「100分の170」を「100分の155」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(給料の切替えに伴う経過措置)

2 この条例の施行の日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

3 前項の規定による給料を支給される職員に関する改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第5項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成27年和歌山県条例第7号)附則第2項の規定による給料の額との合計額」とする。

(人事委員会規則への委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 8 号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「377,000」を「370,000」に、「426,000」を「418,000」に、「479,000」を「470,000」に、「542,000」を「531,000」に、「618,000」を「606,000」に、「722,000」を「708,000」に、「845,000」を「828,000」に改める。

第10条第2項中「定める職員」を「定める職員()」と、「含む。)」を「含む。」に、「100分の140」を「100分の155」に、「100分の170」を「100分の155」に改め、同条第3項中「定める職員」を「定める職員()」と、「含む。)」を「含む。」に、「100分の140」を「100分の155」に、「100分の170」を「100分の155」に改め、同条第4項中「定める警察官」を「定める警察官職員()」と、「含む。)」を「含む。」に、「100分の140」を「100分の155」に、「100分の170」を「100分の155」に改め、同条第5項中「定める職員」を「定める職員()」と、「含む。)」を「含む。」に改める。

別表第1中「213,400」を「212,900」に、「257,600」を「252,900」に、「277,800」を「272,300」に、「293,200」を「287,400」に、「319,100」を「312,800」に、「361,600」を「354,500」

に、「395,400」を「387,600」に、「447,500」を「438,700」に改める。

別表第 2 中「286,900」を「281,200」に、「330,100」を「323,600」に、「389,800」を「382,100」に改める。

別表第 3 アの表備考中「病院」を「医師及び病院」に改め、「医師及び」を削り、別表第 3 イの表中「245,700」を「241,200」に、「259,300」を「254,600」に、「285,500」を「279,800」に、「327,000」を「320,500」に、「370,000」を「362,700」に改め、別表第 3 ウの表中「265,100」を「260,300」に、「275,500」を「270,500」に、「292,600」を「286,800」に、「330,400」を「323,900」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（給料の切替えに伴う経過措置）

2 この条例の施行の日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成30年 3 月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

3 前項の規定による給料を支給される職員に関する改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 7 条第 4 項の規定の適用については、改正後の条例第 7 条第 4 項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成27年和歌山県条例第 8 号）附則第 2 項の規定による給料の額との合計額」とする。

（人事委員会規則への委任）

4 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 7 年 3 月 1 3 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 9 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和37年和歌山県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「次条第 2 項、第 5 条第 1 項」を「この項、次条第 2 項、第 5 条第 1 項第 4 号」に改める。

第 7 条の 4 第 1 項第 1 号中「50,000円」を「65,000円」に改め、同項第 2 号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第 3 号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第 4 号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第 5 号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第 6 号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第 7 号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第 4 項第 1 号を削り、同項第 2 号中「前号」を「第 1 項」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「第 1 号」を

「第 1 項」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号を同項第 4 号とする。

第 8 条第 5 項第 2 号中「第 55 条」を「第 8 条第 3 項」に改める。

第 11 条の 3 第 9 項第 4 号中「除く。」の次に「第 11 項第 2 号において同じ。」を加え、同条第 11 項第 1 号中「応募者」を「応募」に改め、同項第 2 号中「（第 9 項第 4 号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）」を削り、同条第 16 項第 4 号中「第 9 項第 4 号に規定する」を削る。

第 13 条第 2 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 17 条の見出し、同条第 1 項第 1 号、第 18 条第 1 項第 1 号並びに第 20 条第 4 項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

付則第 29 項中「附則第 2 条第 1 項」を「附則第 2 条」に改める。

付則第 33 項中「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第 2 条第 1 項」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第 2 条」に、「附則第 25 条」を「附則第 11 条」に改める。

付則第 35 項中「第 63 条」を「第 50 条の 10 第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 10 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 12 年和歌山県条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

(20) 麻薬取締手当

第 8 条第 1 項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

第 9 条第 1 項第 2 号中「うち」の次に「口蹄疫、」を加え、「豚丹毒並びに」を「低病原性鳥インフルエンザ並びに豚丹毒及び」に改め、同条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、前項第 3 号の捕獲又は収容の作業に従事した場合は、270 円を加算することができる。

第 17 条第 1 項中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 振興局建設部又は和歌山下津港湾事務所に勤務する職員が交通を遮断することなく行う道路の維持補修等の作業に従事したとき。

第 17 条第 2 項第 2 号中「前項第 10 号」を「前項第 11 号」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 前項第 10 号の場合 勤務 1 日につき 500 円

第 18 条第 1 項中「総務部危機管理局消防保安課」を「総務部危機管理局危機管理・消防課」に改める。

第 27 条を第 28 条とし、第 26 条を第 27 条とし、第 25 条を第 26 条とし、第 24 条の次に次の 1 条を加える。

（麻薬取締手当）

第25条 麻薬取締手当は、麻薬及び向精神薬取締法第54条第2項に規定する麻薬取締員を命じられた職員が同条第5項に規定する職務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1日につき700円とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第8条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第11号

非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例（昭和28年和歌山県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「4,100円」を「4,200円」に改め、同項第3号中「6,500円」を「7,100円」に改め、同項第4号中「8,900円」を「1万円」に改め、同項第5号中「1万1,300円」を「1万2,900円」に改める。

別表任命権者において日額で支給することを適当と認める者の項中「7,800円」を「7,810円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第12号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条の3第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

第133条第2項第1号及び附則第22項第1号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この条例中第3条の3第2項の改正規定は平成27年4月1日から、第133条第2項第1号及び附則第22項第1号の改正規定は同年5月29日から施行する。

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第13号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表8の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同項(1)及び(2)中「鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的の鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可（）」を「許可（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的に係るものであって、）」に改め、同表35の項(5)中「第56条の2第1項ただし書」の次に「、第57条の4第1項ただし書」を、「第59条の2第1項」の次に「、第60条の2第1項第3号、第60条の3第1項ただし書、第67条の3第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号」を加え、同項(9)中「（同条第4項において準用する場合を含む。）」を削り、同項(10)中「第3項まで」の次に「及び第7項」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同項(11)中「第68条の4第1項」を「第68条の4」に、「第68条の5の6第1項」を「第68条の5の6」に改め、同項(14)中「第115条の2第1項第4号ただし書」の次に「、第131条の2第2項及び第3項並びに第137条の16第2号」を加え、同表53の項中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）」を「食品表示法（平成25年法律第70号）」に改め、「掲げるもの」の次に「（アレルギー、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示に係るものを除く。）」を加え、同項(1)中「第19条の14第1項及び第2項」を「第6条第1項」に、「製造業者等（法第14条第1項に規定する製造業者等）」を「食品関連事業者（法第2条第3項第1号に規定する食品関連事業者）」に改め、同項(2)中「第19条の14の2」を「第7条」に改め、同項(3)中「第20条第3項」を「第8条第1項及び第2項」に改め、「徴収」の次に「及び物件の提出の要求」を加え、「製造業者等」を「食品関連事業者」に、「及び立入検査（工場、ほ場、店舗、事務所、事業所、倉庫）」を「並びに立入検査及び質問（事務所、事業所）」に改め、同項(4)中「第21条の2第1項」を「第12条第1項」に、「同条第2項」を「同条第3項」に、「製造業者等」を「食品関連事業者」に改め、同表70の項中「掲げるもの」の次に「（(1)から(3)までに掲げる事務にあつては軽費老人ホームを経営する事業に、(4)及び(5)に掲げる事務にあつては生計困難者に対して助葬を行う事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業に、(7)及び(9)に掲げる事務にあつては生計困難者に対して助葬を行う事業、軽費老人ホームを経営する事業、生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業並びに法第2条第3項第1号、第4号（老人福祉センターに係るものに限る。）、第8号から第10号まで、第12号及び第13号に規定する事業に係るものに限る。）」を加え、同項(6)中「市が実施する放課後児童健全育成事業及び市の区域内で行われる隣保事業に係るものを除く」を「法第2条第3項第1号、第4号（老人福祉センターに係るものに限る。）、第8号から第10号まで、第12号及び第13号に規定する事業に係るものに限る」に改め、同項(7)中「（市が実施する放課後児童健全育成事業及び市の区域内で行われる隣保事業に係るものを除く。）」を削り、同項(8)中「命令」

の次に「（生計困難者に対して助葬を行う事業、軽費老人ホームを経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業に係るものに限る。）」を加え、同項(9)中「（市が実施する放課後児童健全育成事業及び市の区域内で行われる隣保事業に係るものを除く。）」及び「（生計困難者に対して助葬を行う事業、軽費老人ホームを経営する事業、放課後児童健全育成事業及び市の区域内で行われる隣保事業（市が実施するものを除く。））、老人福祉センターを経営する事業並びに法第 2 条第 2 項第 7 号並びに第 3 項第 1 号及び第 8 号から第 12 号までに掲げる事業に係るものに限る。）」を削り、同表 71 の項(1)中「及び同条第 7 項」を「、同条第 5 項の規定による審査、同条第 6 項の規定による意見の聴取、同条第 7 項の規定による協議、同条第 9 項の規定による通知及び同条第 12 項」に改め、同項(3)中「第 58 条」を「第 58 条第 1 項」に改め、同項(4)中「保育所」の次に「及び家庭的保育事業等を行う施設又は事務所」を加え、同表 72 の項(1)中「同条第 7 項」を「同条第 12 項」に改め、同項(3)中「第 58 条」を「第 58 条第 1 項」に改め、同表 73 の項中「及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和 36 年政令第 11 号。以下この項において「施行令」という。）」を削り、同項(4)及び(5)を削り、同項(3)中「法第 69 条第 2 項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問（施行令第 49 条第 1 項の規定により管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。）の販売業又は貸与業の届出を行ったものとみなされた者（高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業に係る者を除く。以下この項において「特例届出者」という。）に係るものに限る。）並びに」を削り、同項(3)を同項(5)とし、同項(2)を同項(4)とし、同項(1)の次に次のように加える。

(2) 法第 39 条の 2 第 2 項の規定による許可

(3) 法第 68 条の 6 の規定による指導及び助言（特定医療機器の販売業者又は貸与業者に係るものに限る。）

第 2 条第 1 項の表 73 の項(7)から(9)までを削り、同表に次の 1 項を加える。

75 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 105 条第 1 項の規定による許可に係る知事に提出すべき申請書の受理	各市町村（和歌山市を除く。）
---	----------------

第 2 条第 2 項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 2 条第 1 項の表 8 の項の改正規定 平成 27 年 5 月 29 日

(2) 第 2 条第 1 項の表 35 の項の改正規定 平成 27 年 6 月 1 日

(3) 第 2 条第 1 項の表 53 の項の改正規定 食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）の施行の日

（経過措置）

2 この条例の施行の際改正後の第 2 条第 1 項の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は前項に規定する施行の日（以下「施行

日」という。)前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

旧和歌山県議会議事堂設置及び管理条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第14号

旧和歌山県議会議事堂設置及び管理条例

(設置)

第1条 県民の文化の振興及び福祉の向上に資するため、旧和歌山県議会議事堂（以下「旧議事堂」という。）を設置する。

(位置)

第2条 旧議事堂は、岩出市に設置する。

(管理)

第3条 旧議事堂の管理は、岩出市に委託する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

和歌山県自然海浜保全地区条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第15号

和歌山県自然海浜保全地区条例の一部を改正する条例

和歌山県自然海浜保全地区条例（平成11年和歌山県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同項第9号を次のように改める。

(9) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5条に規定する緑地保全地域及び同法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区の区域

附 則

この条例は、平成27年5月29日から施行する。ただし、第4条第2項第9号の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第16号

和歌山県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

和歌山県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例（平成24年和歌山県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成27年5月29日から施行する。

水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 7 年 3 月 1 3 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第17号

水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準等を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準等を定める条例（昭和47年和歌山県条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1カドミウム及びその化合物の欄を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 金属鋳業、非鉄金属第1次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。以下同じ。）、非鉄金属第2次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。以下同じ。）又は溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。以下同じ。）に属する特定事業場（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第2条第6項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。）から公共用水域に排出される水（以下「排水」という。）の法第3条第1項に規定する排水基準（以下「排水基準」という。）は、平成29年11月30日（金属鋳業又は溶融めっき業に属する特定事業場にあつては、平成28年11月30日）までの間は、この条例による改正後の水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定の適用については、非鉄金属第1次製錬・精製業又は非鉄金属第2次製錬・精製業に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合には、非鉄金属第1次製錬・精製業又は非鉄金属第2次製錬・精製業に属するものとし、金属鋳業又は溶融めっき業に属する特定事業場が同時に他の業種（非鉄金属第1次製錬・精製業又は非鉄金属第2次製錬・精製業を除く。）に属する場合には、金属鋳業又は溶融めっき業に属するものとする。
- 4 金属鋳業、非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業又は溶融めっき業に属する特

定事業場から排出される水（排水を除く。）の処理施設については、当該処理施設に水を排出する特定事業場の属する業種に属するものとみなして、前 2 項の規定を適用する。

- 5 平成26年12月 1 日において現に設置されている法第 2 条第 2 項の特定施設（設置の工事がなされている施設を含む。）を設置する特定事業場の排水のカドミウム及びその化合物についての排水基準は、平成27年 5 月31日（当該施設が水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第 3 に掲げる施設である場合にあっては、同年11月30日）までの間は、改正後の条例第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第18号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年和歌山県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「器具」の次に「（以下「機械器具」という。）」を加える。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

1 次項に規定する営業以外の営業

(1) 共通基準

ア 一般事項

- (ア) 日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。
- (イ) 施設及び設備（営業を営むための機械器具、施設に取り付けた造作、調度品その他の用品類をいう。以下同じ。）の構造及び材質並びに取り扱う食品の特性を考慮し、これらの適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定め、必要に応じ手順書を作成すること。
- (ウ) (イ)に規定する清掃、洗浄及び消毒の方法が適切かつ有効であるかどうかを必要に応じ評価すること。
- (エ) 施設、設備及び人的能力に応じた食品の取扱いを行い、適切な受注管理を行うこと。

イ 施設の衛生管理

- (ア) 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、常に衛生上支障のないように維持すること。
- (イ) 製造、加工、処理、調理、保管及び販売を行う場所には、不必要な物品を置かないこと。
- (ウ) 施設の内壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。
- (エ) 施設内の採光、照明及び換気を十分に行うとともに、必要に応じ適切な温度及び湿度の管理を行うこと。
- (オ) 窓及び出入口は、開放しないこと。やむを得ず開放する場合にあっては、じんあい、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。
- (カ) 排水溝は、排水がよく行われるよう廃棄物の流出を防ぎ、かつ、清掃及び補修を行うこと。

(キ) 便所は、常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

(ク) 施設内では動物を飼育しないこと。

ウ 設備等の衛生管理

(ア) 衛生保持のため、機械器具（清掃用の機械器具を含む。）は、その目的に応じて使用すること。

(イ) 機械器具及び機械器具の部品は、金属片、不潔異物、化学物質その他の異物の食品への混入を防止するため、洗浄及び消毒を行い、所定の場所に衛生的に保管することとし、故障又は破損があるときは、速やかに補修し、常に適正に使用できるよう整備しておくこと。

(ウ) 機械器具及び機械器具の部品の洗浄に洗剤を使用する場合は、適正な洗剤を適正な濃度で使用すること。

(エ) 温度計、圧力計、流量計その他の計器類及び滅菌、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置について、その機能を定期的に点検し、その結果を記録すること。

(オ) 布巾、包丁、まな板、保護防具等は、熱湯、蒸気、消毒剤等で消毒し、乾燥させることとし、特に食品に直接触れる包丁、まな板、保護防具等については、汚染の都度又は作業終了後に洗浄及び消毒を十分に行うこと。

(カ) 洗浄剤、消毒剤その他化学物質については、使用及び保管の取扱いに十分注意するとともに、必要に応じ容器に内容物の名称を表示することその他の方法により、食品への混入を防止すること。

(キ) 施設及び設備の清掃用の機械器具は、使用の都度洗浄し、乾燥させ、専用の場所に保管すること。

(ク) 手洗い設備は、手指の洗浄及び乾燥が適切にできるよう維持するとともに、水を十分供給し、手洗いに適切な石けん、爪ブラシ、ペーパータオル、消毒剤等を備え付け、常に使用できる状態にしておくこと。

(ケ) 食品及び機械器具の洗浄設備は、水及び湯が十分供給できるものとし、かつ、常に清潔に保つこと。

(コ) 食品の放射線照射業については、1日1回以上化学線量計を用いて線量を確認し、その結果の記録を2年間保存すること。

エ 使用水等の管理

(ア) 施設で使用する水は、飲用に適する水であること。ただし、食品の安全性に影響を及ぼさない場合は、この限りでない。

(イ) 水道水（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道により供給される水をいう。以下同じ。）以外の水を使用する場合は、年1回以上（食品の冷凍又は冷蔵業、マーガリン又はショートニング製造業（専らショートニング製造を行うものは除く。）又は食用油脂製造業については、4月に1回以上）国若しくは地方公共団体の機関、法第4条第9項の登録検査機関又は水道法第20条の6第1項の登録水質検査機関の行う水質検査を受け、その成績書を1年間（取り扱う食品の賞味期限を考慮した流通期間が1年以上の場合は当該期間）保存

すること。

- (ウ) 水質検査の結果、飲用に適しないことが判明したときは、直ちに使用を中止し、保健所長の指示を受け、適切な措置を講ずること。
- (エ) 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、清潔に保つこと。
- (オ) 水道水以外の水を使用する場合は、殺菌装置又は浄水装置が正常に作動しているかどうかを 1 日 1 回以上確認し、記録すること。
- (カ) 氷は、適切に管理された給水設備によって供給された飲用に適する水から作ることとし、衛生的に取り扱い、貯蔵すること。

オ ねずみ、昆虫等の対策

- (ア) 施設及びその周囲は、維持管理を適切に行うことにより、常に良好な状態に保ち、ねずみ、昆虫等の繁殖場所を排除するとともに、窓、ドア及び吸排気口の網戸、トラップ、排水溝の蓋等の設置により、ねずみ、昆虫等の施設内への侵入を防止すること。
- (イ) 年 2 回以上、ねずみ、昆虫等の駆除作業を実施し、その記録を 1 年間保管すること。ただし、建築物において考えられる有効かつ適切な技術の組合せ及びねずみ、昆虫等の生息調査結果を踏まえ対策を講ずる等により確実にその目的が達成できる方法であって、その施設の状況に応じた方法、頻度で実施する場合は、この限りでない。
- (ウ) ねずみ、昆虫等の発生を認めたときは、食品に影響を及ぼさないよう直ちに駆除すること。
- (エ) 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、食品を汚染しないようその取扱いに十分注意すること。
- (オ) 原材料、製品、包装資材等は、ねずみ、昆虫等による汚染防止のため、容器に入れ、床又は壁から離して保管することとし、開封したものについては、蓋付きの容器に入れることその他の汚染防止対策を講じた上で保管すること。

カ 廃棄物及び排水の取扱い

- (ア) 廃棄物の容器は、他の容器と明確に区別できるようにし、汚液又は汚臭が漏れないよう常に清潔にしておくこと。
- (イ) 廃棄物は、作業中に一時的に保管する場合を除き、施設内に保管しないこと。
- (ウ) 廃棄物の保管場所は、周囲の環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理すること。
- (エ) 廃棄物及び排水の処理は、適切に行うこと。

キ 食品衛生責任者

- (ア) 許可を受けた営業者（法第 48 条の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業及び自家製ソーセージ（原料肉に豚肉又は牛肉を用い、ケーシングに充填した後、蒸煮又は湯煮により殺菌したものであって、異なる営業者の手を経ることなく直接消費者に販売するものをいう。次号において同じ。）を調理する営業に係る許可を受けた営業者を除く。以下この号において同じ。）は、その施設又は営業の部門ごとに、食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を置くこと。
- (イ) 食品衛生責任者は、次のいずれかに該当する者であって、常時、施設及び食品の衛生を管理できるものであること。

- a 法第48条第 6 項各号のいずれかに該当する者
 - b 栄養士法（昭和22年法律第245号）第 1 条第 1 項に規定する栄養士
 - c 調理師法（昭和33年法律第147号）第 2 条に規定する調理師
 - d 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第 2 条に規定する製菓衛生師
 - e 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第70号）第12条第 5 項第 3 号又は第 4 号に該当する者
 - f 船舶料理士に関する省令（昭和50年運輸省令第 7 号）第 2 条に規定する船舶料理士になることのできる要件を備える者
 - g 知事が食品衛生に関し a から f までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者
- (7) 許可を受けた営業者は、その施設内の見やすい場所に、食品衛生責任者の氏名を掲示しておくこと。
- (8) 食品衛生責任者は、許可を受けた営業者の指示に従い、施設及び食品の衛生管理を行うこと。
- (9) 食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生防止のため、施設の衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項について必要な注意を払うとともに、許可を受けた営業者に対し必要な意見を述べること。
- (10) 許可を受けた営業者は、(9)に規定する食品衛生責任者の意見を尊重すること。
- ク 自家製ソーセージ食品衛生責任者
- (7) 自家製ソーセージの調理を行う営業に係る許可を受けた営業者は、その施設ごとに、自家製ソーセージの食品衛生に関する責任者（以下「自家製ソーセージ食品衛生責任者」という。）を置くこと。
- (8) 自家製ソーセージ食品衛生責任者は、次のいずれかに該当する者であって、常時、施設及び食品の衛生を管理できるものであること。
- a 法第48条第 6 項各号のいずれかに該当する者
 - b キ(イ) b から f までの規定のいずれかに該当する者であって、知事が自家製ソーセージの食品衛生に関し a に該当する者と同等以上の知識を有すると認めるもの
- (9) キ(イ)から(カ)までの規定は、自家製ソーセージ食品衛生責任者について準用する。
- ケ 管理運営要領の作成
- (7) 施設及び食品の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成し、これを営業に従事する者及び関係者に周知徹底すること。
- (8) 定期的に施設の衛生状態を確認することにより、(7)の規定により作成した管理運営要領の効果を検証し、必要に応じその内容を見直すこと。
- コ 回収及び廃棄
- (7) 販売食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止する観点から、問題となった販売食品等を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収の方法及び当該施設の所在する地域を管轄する保健所長への報告の手順を定めること。

(イ) 回収された販売食品等は、その他の食品等（食品、添加物、器具、容器包装及び法第62条第1項に規定するおもちゃをいう。以下同じ。）と明確に区別して保管し、保健所長の指示に従って適切に廃棄その他の必要な措置を講ずること。

(ロ) 回収を行う際は、消費者への注意喚起のため、必要に応じ当該回収に関する情報を公表するよう努めること。

サ 検食の保存

飲食店営業のうち、旅館、仕出し屋、弁当屋及び給食施設については、原材料及び調理済み食品ごとに、10度以下の温度で72時間以上検食を保存するとともに、製品の配送先、配送時刻及び配送量を記録し、保存すること。この場合において、原材料は、洗浄、殺菌等を行わず、購入した状態で保存すること。

シ 情報の提供

(ア) 消費者に対し、販売食品等についての安全性に関する情報提供に努めること。

(イ) 製造し、加工し、又は輸入した食品等に関する消費者の健康被害（医師により、当該食品等に起因し、又はその疑いがあると診断されたものに限る。）及び法に違反する食品等に関する情報について、保健所長に速やかに報告すること。

(ロ) 消費者等から、製造し、加工し、又は輸入した食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情であって、健康被害につながるおそれが否定できないものを受けた場合は、保健所長に速やかに報告すること。

ス 営業に従事する者等の衛生管理

(ア) 営業に従事する者の健康管理は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意して行うこと。

(イ) 食品衛生監視員から検便その他の健康診断を行うべき旨の指示があったときは、当該指示に従うこと。

(ロ) 営業に従事する者が飲食物を介して感染するおそれがある疾病にかかったとき、その疾病の病原体を保有していることが判明したとき、又はその疾病にかかっていることが疑われる下痢、腹痛等の症状を有するときは、その旨を報告させ、医師の診断を受けさせるとともに、そのおそれがなくなるまでの間、食品に直接接触する作業に従事させないことその他の必要な措置を講ずること。

(ハ) 営業に従事する者は、食品等の取扱作業中、清潔な外衣を着用し、必要に応じて帽子、マスク又は手袋を着用するとともに、便所を含む汚染区域にはそのまま入らないこと。

(ニ) 営業に従事する者は、食品に直接接触する部分が繊維その他の洗浄及び消毒することが困難な素材で作られた手袋を原則として使用しないこと。

(ホ) 営業に従事する者は、作業前、用便直後並びに生鮮及び汚染された原材料等を取り扱った後は、必ず手指の洗浄及び消毒を行い、使い捨て手袋を使用する場合には交換を行うこと。

(ヘ) 営業に従事する者は、作業場内では着替え、喫煙、飲食等を行わないこと。

(ト) 営業に従事する者以外の者が施設に立ち入る場合は、適切な場所で清潔な専用衣に着替えさせ、(イ)から(ト)までに掲げる事項を遵守させること。

セ 営業に従事する者に対する教育訓練

食品等事業者、食品衛生管理者、食品衛生責任者又は自家製ソーセージ食品衛生責任者は、製造、加工、調理及び販売が衛生的に行われるよう、営業に従事する者に対し、食品等の衛生的な取扱方法、食品等の汚染防止の方法、適切な手洗いの方法、適切なおう吐物の処理方法、健康管理その他の食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施することとし、特に洗剤その他の化学物質を取り扱う者に対しては、その安全な取扱いについての教育訓練を実施すること。

ソ 運搬

(7) 食品等の運搬に用いる車両、コンテナ等は、食品等を汚染しないもので、容易に洗浄及び消毒ができる構造のものを使用し、常に清潔にし、補修を行うこと等により適切な状態を維持すること。

(4) 食品等と食品等以外の貨物を混載する場合は、食品等以外の貨物からの汚染を防止するため、必要に応じ、食品等を適切な容器に入れることその他の適正な方法により食品等以外の貨物と区分けすること。

(7) 運搬中の温度、湿度、所要時間その他の状態の管理に注意すること。

(2) 危害分析・重要管理点方式を用いる場合の基準

ア 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する班の編成

食品衛生管理者、食品衛生責任者、自家製ソーセージ食品衛生責任者その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成すること。

イ 製品説明書及び製造工程一覧図の作成

(7) 製品について、原材料等の組成、物理的性質及び化学的性質、殺菌処理及び静菌処理、包装、保存性、保管条件及び流通方法等の安全性に関する必要な事項を記載した製品説明書を作成することとし、製品説明書には想定する使用方法、消費者層等を記述すること。

(4) 製品の全ての製造工程が記載された製造工程一覧図を作成すること。

(7) 製造工程一覧図について、実際の製造工程及び施設設備の配置に照らし合わせて適切か否かの確認を行い、適切でない場合には、製造工程一覧図の修正を行うこと。

ウ 食品、原材料等の取扱い

次の方法により食品の製造工程における全ての潜在的な危害の原因となる物質を列挙し、危害分析を実施して特定された危害の原因となる物質を管理すること。

(7) 製造工程ごとに発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質のリスト（以下「危害要因リスト」という。）を作成し、健康に悪影響を及ぼす可能性及びイ(7)の製品の特性等を考慮し、各製造工程における食品衛生上の危害の原因となる物質を特定すること。

(4) (7)で特定された食品衛生上の危害の原因となる物質について、危害が発生するおそれのある工程ごとに、当該食品衛生上の危害の原因となる物質及び当該危害の発生を防止するための措置（以下「管理措置」という。）を検討し、危害要因リストに記載すること。

(7) 危害要因リストにおいて特定された危害の原因となる物質による危害の発生を防止するため、製造工程のうち、当該工程に係る管理措置の実施状況の連続的又は相当の頻度の確認（以下「

モニタリング」という。)を必要とするもの(以下「重要管理点」という。)を定めるとともに、重要管理点を定めない場合には、その理由を記載した文書を作成することとし、同一の危害の原因となる物質を管理するための重要管理点は、複数存在する可能性があることに配慮するほか、重要管理点の設定に当たっては、定めようとする重要管理点における管理措置が、危害の原因となる物質を十分に管理できない場合は、当該重要管理点又はその前後の工程において適切な管理措置が設定できるよう、製品又は製造工程を見直すこと。

- (エ) 個々の重要管理点について、危害の原因となる物質を許容できる範囲まで低減又は排除するための基準(以下「管理基準」という。)を設定すること。この場合において、管理基準は、温度、時間、水分含量、水素イオン濃度指数、水分活性、有効塩素その他の測定できる指標又は外観、食感その他の官能的指標であること。
- (オ) 管理基準の遵守状況の確認及び管理基準が遵守されていない製造工程を経た製品の出荷を防止するためのモニタリングの方法を設定し、十分な頻度で実施することとし、モニタリングの方法に関する全ての記録は、モニタリングを実施した担当者及び責任者による署名を行うこと。
- (カ) モニタリングにより重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置(以下「改善措置」という。)を、重要管理点において設定し、適切に実施するとともに、改善措置には、管理基準の不遵守により影響を受けた製品の適切な処理を含むこと。
- (キ) 製品の危害分析・重要管理点方式につき、食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するため、十分な頻度で検証を行うこと。

エ 記録の作成及び保存

- (ア) ウ(ア)及び(イ)の危害分析、ウ(ウ)の重要管理点の決定及びウ(エ)の管理基準の決定について記録を作成し、保存すること。
 - (イ) ウ(オ)のモニタリング、ウ(カ)の改善措置及びウ(キ)の検証について記録を作成し、保存すること。
 - (ウ) 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品等に係る仕入元、製造又は加工の状態、出荷先又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。
 - (エ) (ア)から(ウ)までの記録の保存期間は、取り扱う食品等の消費期限、賞味期限その他の流通実態に応じて合理的な期間を設定すること。
 - (オ) 食中毒その他の食品衛生上の危害の発生を防止するため、保健所長から要請があった場合は、(ア)から(ウ)までの記録を提出すること。
- (3) 危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合の基準

ア 食品、原材料等の取扱い

- (ア) 原材料の仕入れに当たっては、適切な管理が行われたものを仕入れ、品質、鮮度及び表示について点検し、その状況を記録するとともに、原材料に寄生虫、病原微生物、農薬、動物用医薬品、有毒物、腐敗物、変敗物又は異物を含むことが明らかな場合であって、通常の加工及び調理ではこれらが許容できる水準まで死滅又は除去されないときは、当該原材料を受け入れな

いこと。

- (イ) 原材料は、適切なものを選択し、必要に応じて前処理を行った後、加工に供することとし、保存に当たっては、当該原材料に適した状態及び方法で行うこと。
- (ロ) 添加物を使用する場合は、正確に計量し、適正に使用すること。
- (ハ) 食品の製造、加工又は調理において、病原微生物その他の微生物及びそれらの毒素が完全に又は安全な量まで死滅し、又は除去されていること。
- (ニ) 食品は、その特性、消費期限、賞味期限、製造又は加工の方法、包装形態、使用方法等に応じて冷蔵保存すること等により、調理、製造、保管、運搬及び販売の各過程において時間及び温度の管理に十分配慮して衛生的に取り扱うこと。
- (ホ) 食品間の相互汚染を防止するため、次の事項の実施に努めること。
 - a 未加熱又は未加工の原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。
 - b 未加熱の食品を取り扱った設備は、別の食品を取り扱う前に、必要な洗浄及び消毒を行うこと。
 - c 冷蔵庫内又は冷蔵室内では、食品を区画して保存すること。
- (ヘ) 保管された原材料は、使用期限等に応じ適切な順序で使用すること。
- (ト) 器具及び容器包装は、製品を汚染又は損傷から保護し、適切な表示が行えるものを使用することとし、再使用が可能な器具又は容器包装は、洗浄及び消毒が容易なものをを用いること。
- (チ) 食品等の製造又は加工に当たっては、次の事項の実施に努めること。
 - a 原材料及び製品への金属、ガラス、じんあい、洗浄剤、機械油その他の異物の混入防止のための措置を講じ、必要に応じ検査すること。
 - b 原材料、製品及び容器包装をロットごとに管理し、記録すること。
 - c 製品ごとにその特性、製造及び加工の手順、原材料その他の事項について記載した製品説明書を作成し、保存すること。
 - d 原材料として使用していないアレルギー物質が製造工程において混入しないよう措置を講ずること。
- (リ) 原材料及び製品について自主検査を行い、その結果を記録するよう努めること。
- (ル) おう吐物等により汚染された可能性のある食品は、廃棄すること。
- (レ) 施設においておう吐した場合には、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒すること。

イ 記録の作成及び保存

- (ア) 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品等に係る仕入元、製造又は加工の状態、出荷先又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。
- (イ) (ア)の記録の保存期間は、取り扱う食品等の消費期限、賞味期限その他の流通実態に応じて合理的な期間を設定すること。
- (ロ) 食中毒その他の食品衛生上の危害の発生を防止するため、保健所長から要請があった場合は、(ア)の記録を提出すること。

(エ) 原材料及び製品について自主検査を行った場合は、その検査の記録を保存するよう努めること。

2 自動販売機（飲食店営業及び喫茶店営業については、食品を調理する機能を有するものに限る。以下「販売機」という。）を利用して行う営業（飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、食肉販売業（包装した食肉の販売に係るものに限る。）及び冰雪製造業に限る。）

(1) 販売機の設置場所の管理

ア 定期的に清掃を行い、常に清潔で衛生的に保つこと。

イ 不必要な物品を置かないこと。

ウ 毎年 1 回以上、ねずみ、昆虫等の駆除作業を実施し、その記録を 1 年間保存すること。ただし、建築物において考えられる有効かつ適切な技術の組合せ及びねずみ、昆虫等の生息調査結果を踏まえ対策を講ずる等により確実にその目的が達成できる方法であって、その施設の状況に応じた方法、頻度で実施する場合は、この限りでない。

(2) 販売機の管理

ア 常に点検し、故障又は破損があるときは、速やかに補修し、常に正常に作動するよう整備しておくこと。

イ 定期的に清掃を行い、常に清潔で衛生的に保つこと。

ウ 食品に直接接触する部分は、分解し、又は自動式の洗浄消毒装置を用い、洗浄及び消毒をし、常に清潔で衛生的に保つこと。この場合において、洗剤又は消毒剤を使用するときは適正な洗剤又は消毒剤を適正な濃度で使用し、使用後はこれらが残存することのないよう水洗いすること。

エ 食品（政令第 1 条第 1 項第 6 号に規定する容器包装詰加圧加熱殺菌食品並びにこれ以外の瓶詰食品及び缶詰食品を除く。第 4 号ウにおいて同じ。）を冷凍、冷蔵又は温蔵して販売する販売機については、所定の温度（冷凍するものにあつては零下 15 度以下、冷蔵するものにあつては 10 度以下、温蔵するものにあつては 63 度以上。以下同じ。）が保たれているかどうかを 1 日 1 回以上点検すること。

オ ストロー、箸、紙コップその他の飲食の用に供される器具又は容器は、常に清潔で衛生的に保管すること。

(3) 給水及び汚物処理

ア カートリッジ式給水タンク（販売機に水を供給するために装置される容器であって、容易に取り付け及び取り外しができるものをいう。以下この号において「給水タンク」という。）を使用する販売機については、当該給水タンク及びこれと販売機本体との連結部分は、常に清潔で衛生的に保つこと。

イ 給水タンクに水を供給する際には、当該給水タンク内を十分に洗浄すること。

ウ 殺菌装置又は細菌ろ過装置を備えた販売機については、その装置が常に正常に作動しているかどうかを点検すること。

エ 廃棄物は、定期的に食品衛生上支障のないよう適正に処理すること。

オ 販売機内に廃棄物容器を備えたものについては、廃棄物容器内の廃棄物を廃棄する都度、廃棄

物容器を洗浄すること。

カ 販売機外の廃棄物容器は、洗浄するとともに、汚液及び汚臭が漏れないよう常に清潔に保つこと。

キ 廃水貯留槽等は、洗浄し、常に清潔で衛生的に保つこと。

ク 水道水以外の水を使用する場合は、前項第 1 号エ(ア)から(カ)までの規定を準用する。この場合において、同号エ(ア)中「施設」とあるのは「販売機」と読み替えるものとする。

(4) 食品の取扱い

ア 収納時に食品の調理又は加工を行わないこと。

イ 収納されている食品は、1 日 1 回以上点検すること。

ウ 冷凍、冷蔵又は温蔵して販売する食品の取扱いは、次により行うこと。

(ア) 食品は、食品を収納する部分の温度が所定の温度になった後に収納すること。

(イ) 食品を収納する部分が所定の温度を保てなくなった販売機に収納されている食品は、販売しないこと。

(ウ) 弁当（気密性のある容器包装に入れ、密封した後、加圧加熱殺菌したもの及びこれ以外の瓶詰又は缶詰にしたもの並びに冷凍したものを除く。以下(ウ)において同じ。）の取扱いは、次により行うこと。

a 現に弁当が収納されている販売機には、追加して収納しないこと。

b 弁当の収納又は回収を行うに当たっては、品名、数量、消費期限又は賞味期限、製造者の住所及び氏名、収納又は回収の日時並びに回収した弁当の処理の内容をその都度記録し、その記録を 3 月間保存すること。

c 弁当の収納は、衛生的に行うこと。

d 収納する弁当には、必要な表示を行うとともに、販売機で販売するものである旨を表示すること。

(5) 販売機取扱者の衛生管理

ア 販売機に食品を収納し、又は回収する業務に従事する者（以下「販売機取扱者」という。）は、その業務に従事する間は、清潔な外衣を着用し、必要に応じて帽子、マスク又は手袋を着用するとともに、便所を含む汚染区域にはそのまま入らないこと。

イ 前項第 1 号ス(ア)から(カ)までの規定は、販売機取扱者について準用する。この場合において、同号ス(ア)及び(カ)中「営業に従事する者」とあるのは「販売機取扱者」と読み替えるものとする。

(6) 前項第 1 号ア、キ、ケ、コ、シ、セ及びソ並びに第 3 号イの規定は、販売機を利用して行う営業について準用する。この場合において、同項第 1 号ア(イ)中「施設及び設備」とあるのは「販売機」と、「施設に」とあるのは「販売機に」と、同号ア(ロ)中「施設、設備」とあるのは「販売機」と、同号キ(ア)中「施設又は営業の部門」とあるのは「販売機（一の場所に 2 以上の同種の販売機を近接して設置する場合にあっては、販売機の設置場所）」と、同号キ(イ)中「施設」とあるのは「販売機」と、同号キ(ロ)中「施設内」とあるのは「販売機」と、「氏名」とあるのは「氏名及び連絡先」と、同号キ(ロ)及び(ハ)中「施設」とあるのは「販売機」と、同号ケ(ア)中「施設」とあるのは「販売機」と、

「営業に従事する者」とあるのは「販売機取扱者」と、同号ケ(イ)及びコ(ア)中「施設」とあるのは「販売機」と、同号セ中「営業に従事する者」とあるのは「販売機取扱者」と、同項第 3 号イ(ア)中「仕入元、製造又は加工の状態、出荷先又は販売先」とあるのは「販売量」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県民生委員の定数を定める条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第19号

和歌山県民生委員の定数を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、民生委員の定数を定めるものとする。

(民生委員の定数)

第 2 条 民生委員の定数は、市町村ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数に、法第20条第 1 項の規定による民生委員協議会ごとに、当該民生委員協議会を組織する民生委員（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第 3 項の主任児童委員である者を除く。）の数が39以下の場合にあつては 2 を、40以上の場合にあつては当該数から10を減じて得た数を10で除して得た数（1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数とする。）を合計した数をそれぞれ加えて得た数を基準として、知事が定める。

- (1) 市 当該市の世帯数を280で除して得た数以上当該世帯数を120で除して得た数以下の範囲内で知事が定める数
- (2) 町村 当該町村の世帯数を200で除して得た数以上当該世帯数を70で除して得た数以下の範囲内で知事が定める数

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日における民生委員の定数は、第 2 条の規定により知事が定めるまでの間、同条の規定による民生委員の定数とみなす。

和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第20号

和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第104条の2第2項」を「第104条の3第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第21号

和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第37条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定介護予防訪問介護を提供した日から5年間」と、省令第45条において準用する省令第37条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当介護予防訪問介護を提供した日から5年間」と、省令」及び「、省令第106条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定介護予防通所介護を提供した日から5年間」と、省令第115条において準用する省令第106条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当介護予防通所介護を提供した日から5年間」と」を削る。

第5条中「介護予防通所介護、」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条の規定によりなお効力を有することとされる同法第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び同条第7項に規定する介護予防通所介護については、この条例による改正後の和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

和歌山県特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第22号

和歌山県特別会計条例の一部を改正する条例

和歌山県特別会計条例（昭和39年和歌山県条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中「小規模企業者等設備導入資金助成法」を「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第57号）第9条の規定による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法」に改める。

附 則

この条例は、平成27年3月31日から施行する。

和歌山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第23号

和歌山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年和歌山県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号の表有田川工業用水道の部有田川第1工業用水道の項中「3万1,000立方メートル」を「1万8,560立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第24号

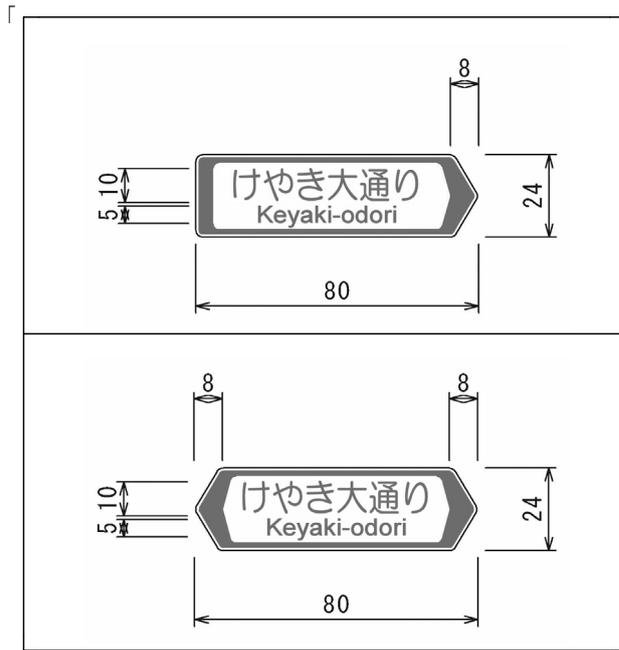
和歌山県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

和歌山県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例（平成25年和歌山県条例第18号）を次のように改正する。

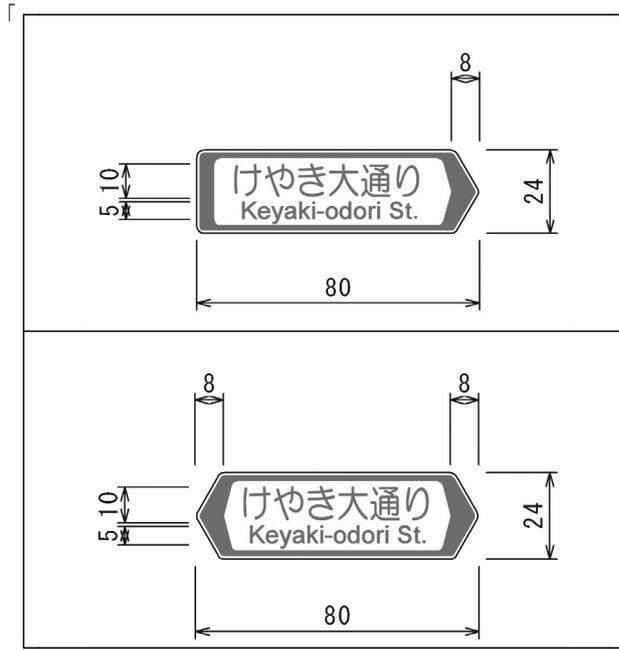
第2条中「。以下「府省令」という。」を削る。

別表第1項の表非常電話（116の2）の項中「（116の2）」を「（116の4）」に改め、同表待避所（116の3）の項中「（116の3）」を「（116の5）」に改め、同表非常駐車帯（116の4）の項中「

(116の4)」を「(116の6)」に改め、同表中



を



に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第25号

和歌山県景観条例の一部を改正する条例

和歌山県景観条例（平成20年和歌山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 節 わかやま景観づくり協定（第 11 条の 2—第 11 条の 6）」を
「第 2 節 わかやま景観づくり協定（第 11 条の 2—第 11 条の 6）」を
第 3 節 事前協議（第 11 条の 7）」に、「第 3 章 景観計画の区域内の届出対象行為等（第 12 条—第 17 条）」を

「第 3 章 景観計画の区域内の届出対象行為等（第 12 条—第 17 条）」を
第 3 章の 2 景観計画の区域内の既存の建築物に対する行為の制限等（第 17 条の 2・第 17 条の 3）」に、「第 5 章 雑則（第 25 条）」を
「第 5 章 雑則（第 25 条）」を
第 6 章 罰則（第 26 条—第 28 条）」に改める。

第 2 章第 2 節の次に次の 1 節を加える。

第 3 節 事前協議

（事前協議）

第 11 条の 7 規則で定める区域内の建築物であつて、規則で定める規模を超えるものに係る法第 16 条第 1 項又は第 2 項の届出をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に協議しなければならない。

第 14 条の次に次の 1 条を加える。

（助言又は指導）

第 14 条の 2 知事は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、法第 16 条第 1 項各号に掲げる行為をしようとする者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

2 知事は、前項の助言又は指導をしようとするときは、あらかじめ、第 22 条第 1 項の専門委員会の意見を聴くことができる。

第 3 章の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 2 景観計画の区域内の既存の建築物に対する行為の制限等

（既存の建築物に対する行為の制限）

第 17 条の 2 第 11 条の 7 に規定する建築物の増築、改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（以下「増改築等」という。）をする者は、当該増改築等に係る建築物全体の形態意匠について、景観計画において定められた建築物の形態意匠の制限に適合するものとしなければならない。

2 知事は、法第 16 条第 1 項又は第 2 項の届出があつた場合において、その届出に係る建築物全体の形態意匠が景観計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、当該建築物の増改築等を行わない部分に関し必要な措置をとることを勧告することができる。

3 前項の勧告は、法第 16 条第 1 項又は第 2 項の届出のあつた日から 30 日以内にななければならない。

4 法第 16 条第 7 項各号に掲げる行為及び良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない行為として規則で定めるものについては、前項の規定は、適用しない。

5 第 15 条の規定は、第 2 項の勧告について準用する。この場合において、第 15 条第 1 項及び第 2 項中「法第 16 条第 3 項」とあるのは、「第 17 条の 2 第 2 項」と読み替えるものとする。

（既存の建築物に係る変更命令）

第17条の3 知事は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、建築物全体が景観計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合しない増改築等をしようとする者若しくはした者又は当該者から当該建築物についての権利を承継した者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該建築物の増改築等を行わない部分に対し、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部の形態に係る部分を除き、色彩の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第2項の規定は、適用しない。

2 前項の処分は、法第16条第1項又は第2項の届出をした者に対しては、当該届出があった日から30日以内に限り、することができる。

3 第1項の処分は、法第16条第1項又は第2項の届出に係る建築物又は建築物の部分の形態意匠が法第17条第3項の政令で定める他の法令の規定により義務付けられたものであるときは、当該義務の履行に支障のないものでなければならない。

4 知事は、法第16条第1項又は第2項の届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他第2項の期間内に第1項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、90日を超えない範囲でその理由が存続する間、第2項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、法第16条第1項又は第2項の届出をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。

5 知事は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又はその職員に、当該建築物の敷地に立ち入り、増改築等が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

6 前項の規定により立入調査をする職員は、立入調査の権限を有する職員であることを示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

7 第5項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

8 知事は、第1項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、和歌山県景観審議会の意見を聴くものとする。

第22条の見出し及び同条第1項中「専門委員」を「専門委員会」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 専門委員会は、第14条の2第2項の規定によりその権限に属させられた事項について、知事に意見を述べるものとする。

第22条第4項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 専門委員会は、専門委員5人以内で組織する。

5 専門委員は、良好な景観の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

本則に次の1章を加える。

第6章 罰則

第26条 第17条の3第1項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第17条の3第5項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第17条の3第5項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第26号

和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

和歌山県建築基準法施行条例（平成13年和歌山県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第106条」を「第107条」に改める。

第15条中「第43条ただし書」を「第43条第1項ただし書」に改める。

附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第27号

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

和歌山県港湾施設管理条例（昭和31年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第8号を同条第9号とし、同条第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 花火等により騒音を発する行為をすること。

付則第5項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、付則第5項の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県みなとまち条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第28号

和歌山県みなとまち条例

(設置)

第 1 条 県民の福祉の増進及び地域の振興に資するため、和歌山県が管理する港湾及び海岸にみなとまちを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 みなとまちの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
加太みなとまち	和歌山市加太地内及び地先

2 前項のみなとまちの区域及び面積は、知事が定め、告示する。

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) みなとまち施設 みなとまちにおいて、県が設置し、又は管理する施設であつて、かつ、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する港湾施設又は海岸法（昭和 31 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項に規定する海岸保全区域（知事が管理するものに限る。）内に存する施設をいう。
- (2) 有料施設 前号のみなとまち施設のうち、有料で使用させる施設であつて、別表第 2 に掲げるものをいう。
- (3) みなとまち港湾施設 第 1 号のみなとまち施設のうち、港湾法第 2 条第 5 項に規定する港湾施設をいう。
- (4) みなとまち特定施設 第 1 号のみなとまち施設のうち、港湾法第 2 条第 5 項第 9 号の 3 に規定する港湾環境整備施設又は海岸法第 3 条第 1 項に規定する海岸保全区域内に存する施設であつて、別に知事が定め、告示するものをいう。
- (5) みなとまち港湾施設用地 第 1 号のみなとまち施設のうち、港湾法第 2 条第 5 項第 11 号に規定する港湾施設用地をいう。

(行為の禁止及び制限)

第 4 条 みなとまちにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みなとまち施設内に竹木、土石、じんあい又はごみその他の汚物若しくは廃物を捨てること。
- (2) みなとまち港湾施設を毀損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (3) みなとまち港湾施設内に船舶、車両、貨物その他の物件を放置すること。
- (4) みなとまち特定施設を損傷し、又は汚損すること。
- (5) みなとまち特定施設において、植木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (6) みなとまち特定施設において、土地の形質を変更すること。
- (7) みなとまち特定施設において、たき火その他危険な行為をすること。
- (8) みなとまち特定施設において、花火等により騒音を発する行為をすること。

- (9) みなとまち特定施設において、立入禁止区域に立ち入ること。
- (10) みなとまち特定施設において、指定された場所以外の場所へ車両等を持ち入れ、又は留め置くこと。
- (11) みなとまち特定施設において、風紀を乱し、その他みなとまち特定施設の利用者に著しく迷惑をかけること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、みなとまち特定施設の使用又は利用を妨げる行為をすること。

2 知事は、みなとまち特定施設の損壊その他の理由によりその利用が危険と認められる場合においては、区域を定めて利用を禁止し、又は制限することができる。

（利用又は使用の許可）

第 5 条 第 14 条の規定により知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が管理を行うみなとまち施設（以下「指定みなとまち施設」という。）のうち、別表第 2 第 1 項に掲げる施設を利用しようとする者は、指定管理者（利用許可に関する業務を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。第 10 条第 3 項において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 みなとまち港湾施設用地を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

3 前 2 項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用場所に工作物その他の設備を設置しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

（行為の許可）

第 6 条 みなとまち施設において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) みなとまち港湾施設の現状に変更を加えること（前条の許可に係る行為を除く。）。
- (2) 物品を販売すること。
- (3) 興行をすること。
- (4) 展示会、競技会、博覧会その他これらに類する催しのためにみなとまち施設を使用すること。
- (5) その他知事の指定する行為

2 知事は、前項に掲げる行為が公衆のみなとまち施設の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。

3 知事は、第 1 項の許可にみなとまち施設の管理上必要な条件を付すことができる。

（使用料）

第 7 条 第 5 条第 2 項又は前条第 1 項の規定により知事の許可を受けた者は、使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、別表第 1 のとおりとする。

3 既納の使用料は還付しない。ただし、特別の事情のため使用することができなかつたときは、知事は既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

4 知事は、公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（使用制限）

第 8 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する貨物については、使用者に対して、みなとまち港湾施設の使用を停止し、又は撤去を命ずることができる。

- (1) 知事の定める負荷重量を超えるもの
- (2) 爆発又は燃焼のおそれのあるもの
- (3) 他の貨物を損傷し、又は汚染するおそれのあるもの
- (4) その他知事において必要と認めるもの

2 知事は、船舶の所有者等（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和50年法律第94号）第2条第1項第2号に規定する船舶所有者等に該当する者をいう。）が、当該船舶の事故に基づく損害賠償その他の請求に対する義務を履行しないおそれがある者として規則で定めるものに該当する場合は、みなとまち港湾施設を使用させないことができる。

（係留場所等の指定）

第9条 知事は、みなとまち港湾施設の管理上特に必要があると認めるときは、使用者に対して、係留場所その他使用場所を指定することができる。

（監督処分）

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、みなとまち施設の使用を停止し、若しくは制限し、第5条若しくは第6条第1項の規定による許可を取り消し、又は使用場所の変更、船舶の除去、工作物その他の設備の除去若しくは変更、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) 第4条第1項、第5条又は第6条第1項の規定に違反した者
- (2) 第8条第1項の規定による命令又は前条の規定による指定に従わない者
- (3) 使用の許可を受けた日から3月以上その施設の使用を開始しない者又は許可期間中3月以上施設の使用をしない者
- (4) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者
- (5) 使用料の納付を怠った者

2 知事は、港湾工事その他管理のため必要があると認めるときは、第5条又は第6条第1項の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

3 指定管理者は、次の各号に該当する者に対して、指定みなとまち施設の利用を停止し、若しくは制限し、第5条第1項の許可を取り消し、又は利用場所の変更、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) 第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反した者
- (2) 利用の許可を受けた日から3月以上その施設の利用を開始しない者又は許可期間中3月以上施設の利用をしない者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者
- (4) 第21条第1項に規定する利用料金の納付を怠った者

（命ずべき者が不明の場合の措置）

第11条 前条第1項又は第2項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、当該措置を自ら行い、又は第三者をしてこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行

うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、知事又は第三者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公示しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により船舶、工作物その他の物件を除去し、又は除去させたときは、当該物件を保管しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定により物件を保管したときは、当該物件の所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者（以下「所有権者等」という。）に対し当該物件を返還するため、規則で定めるところにより、規則で定める事項を公示しなければならない。
- 4 知事は、第 2 項の規定により保管した物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して 3 月を経過してもなお当該物件を返還することができない場合において、規則で定めるところにより評価した当該物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、規則で定めるところにより、当該物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。
- 5 知事は、前項の規定による物件の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該物件を廃棄することができる。
- 6 第 4 項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。
- 7 第 1 項から第 4 項までに規定する除去、保管、売却その他の措置に要した費用は、当該物件の返還を受けるべき所有者等その他第 1 項に規定する当該措置を命ずべき者の負担とする。
- 8 第 3 項の規定による公示の日から起算して 6 月を経過してもなお第 2 項の規定により保管した物件（第 4 項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該物件の所有権は、県に帰属する。

（報告及び検査）

第12条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第 4 条第 1 項又は第 6 条第 1 項に規定する行為をした者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該行為をした者の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該行為の状況若しくは当該行為に係る船舶、工作物、帳簿その他の必要な物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、規則で定める立入検査の権限を有する職員であることを示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 4 前 3 項の規定は、第 5 条第 1 項及び第 2 項に規定するみなとまち施設を使用した者について準用する。

（損害賠償等）

第13条 使用者は、みなとまち施設を毀損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害の賠償をしなければならない。

- 2 使用者は、使用期間が満了し、若しくは使用を廃し、又は第 5 条の許可を取り消されたときは、速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事においてその必要がないと認めたときは、この限りでない。

（指定管理者）

第14条 みなとまち施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて、知事が指定するものに行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第5条第1項の許可に関する業務
- (2) 指定みなとまち施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定みなとまち施設の管理に関し知事のみの特権に属する事務を除く業務

（指定管理者の指定の期間）

第16条 指定管理者が指定を受けて指定みなとまち施設の管理を行う期間は、5年以内とする。ただし、再指定を妨げない。

（指定管理者の指定の申請）

第17条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

（指定管理者の指定）

第18条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができるものと認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、みなとまち施設の公正な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、みなとまち施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ和歌山県港湾施設等指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

（業務報告の聴取等）

第19条 知事は、指定みなとまち施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（供用日等）

第20条 みなとまち特定施設の供用日及び供用時間は、次のとおりとする。ただし、知事が特に必要と認めるとき、又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、臨時に供用日及び供用時間を変更することができる。

種別	供用日	供用時間
シャワー（温水）	3月1日から6月30日まで及び	午前9時から午後5時まで

	9 月 1 日から 11 月 30 日まで	
	7 月 1 日から 8 月 31 日まで	午前 8 時から午後 6 時まで
シャワー（温水）以外のみなとまち特定施設	1 月 5 日から 6 月 30 日まで及び 9 月 1 日から 12 月 27 日まで	午前 9 時から午後 5 時まで
	7 月 1 日から 8 月 31 日まで	午前 8 時から午後 6 時まで

（利用料金等）

第 21 条 有料施設を利用しようとする者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納入しなければならない。

- 2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として收受するものとする。
- 3 利用料金の額は、別表第 2 に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。
- 4 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、利用料金の一部又は全部を還付することができる。
- 5 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 指定みなとまち施設の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、第 1 項の規定に関わらず、利用者は、使用料を県に納めなければならない。この場合においては、使用料の額は、別表第 2 に掲げる額と同額とし、使用料の還付、減額及び免除については、第 7 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

（秘密保持義務）

第 22 条 指定管理者は、指定みなとまち施設が保有する個人情報（以下この項において「保有個人情報」という。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

- 2 第 15 条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（罰則）

第 23 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

- (1) みなとまち港湾施設について、第 4 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の規定に違反した者
- (2) 第 5 条の許可を受けないでみなとまち港湾施設を使用した者
- (3) 詐欺その他不正の行為により第 5 条の許可を受けた者

（両罰規定）

第 24 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科

する。

（委任）

第25条 この条例に定めるもののほか、みなとまちの管理について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第18条第1項の規定による指定管理者の指定に必要な行為は、この条例の施行の前においても、第17条及び第18条の規定の例により行うことができる。

（和歌山県港湾施設管理条例に基づく許可その他の処分に係る経過措置）

3 この条例の施行前に和歌山県港湾施設管理条例（昭和31年和歌山県条例第38号）第4条、第4条の2、第7条、第7条の2又は第8条の規定によりした加太港の港湾施設に係る許可その他の処分は、この条例の相当規定によりした許可その他の処分とみなす。

（和歌山県海浜公園設置及び管理条例に基づく許可その他の処分に係る経過措置）

4 この条例の施行前に和歌山県海浜公園設置及び管理条例（平成6年和歌山県条例第29号）第3条、第5条又は第6条の規定によりした加太ビーチに係る許可その他の処分は、この条例の相当規定によりした許可その他の処分とみなす。

（附属機関の設置等に関する条例の一部改正）

5 附属機関の設置等に関する条例（昭和28年和歌山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表和歌山県港湾施設等指定管理者選定委員会の項中「及び和歌浦漁港指定漁港施設」を「、和歌浦漁港指定漁港施設及び加太みなとまち」に改める。

（和歌山県使用料及び手数料条例の一部改正）

6 和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1第32項第1号ウを削る。

（和歌山県海浜公園設置及び管理条例の一部改正）

7 和歌山県海浜公園設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中和歌山県加太ビーチの項を削る。

別表中和歌山県加太ビーチの項を削る。

（和歌山県港湾施設管理条例の一部改正）

8 和歌山県港湾施設管理条例の一部を次のように改正する。

第2条中「マリーナ施設」の次に「及び和歌山県みなとまち条例（平成27年和歌山県条例第28号）第3条第3号に規定するみなとまち港湾施設」を加える。

第11条の表中加太港の項を削る。

別表第1（第7条関係）

1 第5条第2項に規定するみなとまち港湾施設用地の使用に係る使用料

種別	使用料
みなとまち港湾施設用地	<p>使用期間が1月未満のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物（上屋、倉庫、仮設小屋、貯油施設等）又は荷役機械の設置 <ul style="list-style-type: none"> 1 平方メートル又はその端数ごとに 44円50銭 2 栈橋、物揚場等の使用 <ul style="list-style-type: none"> 同 22円50銭 3 電柱、くい等の設置（支柱及び支線は、それぞれ1本とする。） <ul style="list-style-type: none"> 1本につき 57円 4 軌道敷設及び軌条設置 <ul style="list-style-type: none"> 1平方メートル又はその端数ごとに 44円50銭 5 電線又は各種管埋設 <ol style="list-style-type: none"> (1) 外径20センチメートル未満のもの <ul style="list-style-type: none"> 1メートル又はその端数ごとに 4円50銭 (2) 外径20センチメートル以上40センチメートル未満のもの <ul style="list-style-type: none"> 同 8円50銭 (3) 外径40センチメートル以上1メートル未満のもの <ul style="list-style-type: none"> 同 22円 (4) 外径1メートル以上のもの <ul style="list-style-type: none"> 同 44円50銭 6 その他広告物等の設置 <ul style="list-style-type: none"> 1平方メートル又はその端数ごとに 55円 <p>使用期間が1月以上のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物（上屋、倉庫、仮設小屋、貯油施設等）又は荷役機械の設置 <ul style="list-style-type: none"> 1平方メートル又はその端数ごとに1年につき 530円 2 栈橋、物揚場等の使用 <ul style="list-style-type: none"> 同 260円 3 電柱、くい等の設置（支柱及び支線は、それぞれ1本とする。） <ul style="list-style-type: none"> 1本1年につき 670円 4 軌道敷設又は軌条設置 <ul style="list-style-type: none"> 1平方メートル又はその端数ごとに1年につき 530円 5 電線又は各種管埋設 <ol style="list-style-type: none"> (1) 外径20センチメートル未満のもの

	1メートル又はその端数ごとに1年につき 50円
(2) 外径20センチメートル以上40センチメートル未満のもの	同 100円
(3) 外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	同 260円
(4) 外径1メートル以上のもの	1平方メートル又はその端数ごとに1年につき 530円
6 その他広告物等の設置	1平方メートル又はその端数ごとに1年につき 660円

備考

- 1 使用期間が1月以上のものにおいて、使用期間が1年に満たないとき、又は使用期間に1年に満たない端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- 2 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるもの及び同法第7条の規定により免除されるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 3 2の場合を除き、この表により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 第6条第1項に規定する行為に係る使用料

種別		使用料
物品の販売	売店(自動販売機を含む。)を設置する場合	1平方メートル1年につき 950円
	その他の場合	1人1日につき 650円
興行、展示会、競技会、博覧会		1平方メートル1日につき 11円
その他知事の指定する行為		その都度知事が定める。

備考

- 1 使用料の額が年額で定められている場合で、使用期間が1年に満たないとき、又はその期間に1年に満たない端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、使用料の額が日額で定められている場合で、使用期間が1日に満たないとき、又はその期間に1日に満たない端数があるときは1日として計算する。

- 2 使用面積が 1 平方メートルに満たないとき、又は使用面積に 1 平方メートルに満たない端数があるときは 1 平方メートルとして計算する。
- 3 興行、展示会、競技会及び博覧会に係る使用料の額は、この表により算定した額に 100 分の 108 を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 3 の場合を除き、この表により算定した額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第 2（第 21 条関係）

1 運動広場等

種別	利用料金
運動広場	使用時間 1 時間につき 463 円
ゲートボール場	使用時間 1 時間につき 463 円

備考

利用期間が 1 時間に満たないとき、又は 1 時間に満たない端数があるときは 1 時間として計算する。

2 緑地駐車場等

種別	利用料金
緑地駐車場	7 月 1 日から 8 月 31 日までの間 1 日 1 回につき 1,000 円 その他の期間 1 日 1 回につき 500 円
シャワー（温水）	大人 1 人 1 回につき 300 円 小人 1 人 1 回につき 200 円

備考

- 1 「小人」とは、16 歳未満の者をいう。
- 2 小人のうち大人が同伴する 3 歳未満の者については、当該大人 1 人につき小人 1 人に限り、利用料金を徴収しないものとする。

和歌山県教育委員会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第 29 号

和歌山県教育委員会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

和歌山県教育委員会委員の定数を定める条例（平成14年和歌山県条例第73号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「6 人」を「5 人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 7 年 3 月 1 3 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第30号

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県職員定数条例（平成 9 年和歌山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「教育長及び」を削る。

第 2 条第 1 項第 5 号中「221人」を「228人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

委員会の委員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 7 年 3 月 1 3 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第31号

委員会の委員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

委員会の委員等の給与等に関する条例（昭和41年和歌山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「（教育長を除く。）」を削る。

別表第 2 中

教育委員会	委員長	月額	234,000円	を
	委員	月額	173,000円	
教育委員会	委員	月額	173,000円	に

改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第32号

教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与等に関する条例（昭和32年和歌山県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項」に、「給与」を「給料、手当及び旅費の額、その支給方法並びに職務に専念する義務の特例について定めるとともに」に改める。

第2条第1項中「扶養手当」を削り、同条第2項中「67万円」を「75万円」に改め、同条第3項中「扶養手当、」を削る。

第4条中「前2条」を「前3条」に、「給与」を「給料、手当及び旅費の額、その支給方法、職務に専念する義務の特例」に、「定を」を「定めを」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（職務に専念する義務の特例）

第4条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得てその職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画及びその実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会規則で定める場合

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第33号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第2項第1号中「100分の18」を「100分の20」に改め、同項第2号中「100分の15」を「100分の16」に改め、同項第3号中「100分の12」を「100分の15」に改め、同項第4号中「100分の10」を「100分の12」に改め、同項第5号中「100分の6」を「100分の10」に改め、同項第6号中「100分の3」を「100分の6」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 7 級地 100 分の 3

第15条の5第2項中「2万6,000円」を「3万円」に、「4万5,000円」を「7万円」に改める。

第15条の6第1項中「定める職員」の次に「(次項において「管理職員」という。)」を、「年末年始の休日等」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第15条の6第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

第20条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に改める。

第21条の2中「、第15条の5」を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 1 (第 8 条関係)

高等学校等教育職員給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	150,900	195,100	325,800	414,600
	2	152,400	196,800	328,000	416,400
	3	153,900	198,400	330,300	418,200
	4	155,400	200,100	332,500	419,900
	5	157,100	201,900	334,800	421,400
	6	159,000	203,600	337,000	422,900
	7	160,800	205,300	339,300	424,800
	8	162,600	206,900	341,600	426,700
	9	164,400	208,700	343,700	428,500
	10	166,500	210,600	345,800	430,300
	11	168,500	212,500	348,000	432,200
	12	170,500	214,400	350,100	434,000
	13	172,500	216,100	352,300	435,700
	14	174,700	218,100	354,300	437,600
	15	176,900	220,100	356,300	439,400
	16	179,100	222,100	358,300	441,300
	17	181,400	224,000	360,200	443,000
	18	184,000	226,700	362,100	444,800
	19	186,500	229,400	364,100	446,600
	20	189,000	232,100	366,100	448,400
	21	191,500	234,700	367,900	450,000
	22	193,200	237,500	369,900	451,700
	23	194,900	240,100	371,800	453,600
	24	196,600	242,800	373,700	455,300
	25	198,100	245,400	375,200	457,000
	26	199,800	247,900	377,000	458,600
	27	201,500	250,400	378,900	460,200
	28	203,100	252,900	380,800	461,700
	29	204,600	255,600	382,700	463,200
	30	206,300	258,000	384,600	464,500
	31	208,000	260,300	386,500	465,800
	32	209,700	262,600	388,500	467,100
	33	211,300	264,900	390,200	468,300
	34	213,100	267,200	391,900	469,000
	35	214,900	269,400	393,500	469,700
	36	216,700	271,600	395,300	470,400

	37	218,300	274,000	396,500	471,000
	38	220,100	276,000	398,000	
	39	221,900	278,100	399,400	
	40	223,700	280,200	400,800	
	41	225,400	282,200	402,500	
	42	227,100	284,800	403,900	
	43	228,700	287,200	405,200	
	44	230,300	289,700	406,700	
	45	232,000	291,900	408,300	
	46	233,400	294,500	409,600	
	47	234,800	297,000	411,100	
	48	236,200	299,700	412,700	
	49	237,700	302,100	414,400	
	50	239,200	304,500	415,800	
	51	240,600	307,000	417,400	
	52	242,100	309,400	418,900	
	53	243,400	311,800	420,600	
	54	244,700	314,000	422,100	
	55	246,100	316,100	423,700	
	56	247,500	318,300	425,300	
再	57	248,900	320,600	426,800	
	58	250,000	322,700	428,300	
	59	251,300	324,900	429,500	
	60	252,600	326,900	430,700	
任	61	253,900	329,100	431,900	
	62	255,400	331,200	433,200	
	63	256,800	333,400	434,500	
	64	258,100	335,600	435,700	
用	65	259,500	337,500	436,900	
	66	261,100	339,700	438,100	
	67	262,700	341,800	439,300	
	68	264,400	344,000	440,500	
職	69	265,900	346,000	441,700	
	70	267,300	348,000	442,900	
	71	268,800	350,100	444,100	
	72	270,300	352,100	445,300	
員	73	271,400	353,900	446,400	
	74	272,800	355,800	447,000	
	75	274,200	357,700	447,500	
	76	275,500	359,600	448,000	
以	77	276,900	361,500	448,500	
	78	278,100	363,200		
	79	279,300	364,900		

	80	280,500	366,500		
外	81	281,700	368,000		
	82	282,900	369,500		
	83	284,100	371,000		
	84	285,300	372,400		
の	85	286,500	373,500		
	86	287,600	374,900		
	87	288,800	376,300		
	88	290,000	377,600		
職	89	291,200	378,900		
	90	292,300	380,200		
	91	293,500	381,400		
	92	294,700	382,700		
員	93	295,500	384,000		
	94	296,500	385,100		
	95	297,700	386,400		
	96	298,900	387,600		
	97	299,900	389,000		
	98	301,000	390,000		
	99	302,000	391,100		
	100	303,100	392,100		
	101	304,000	393,000		
	102	305,100	394,000		
	103	306,200	395,100		
	104	307,200	396,200		
	105	307,800	396,900		
	106	308,700	397,800		
	107	309,500	398,700		
	108	310,300	399,600		
	109	311,200	400,400		
	110	311,600	401,300		
	111	312,000	402,100		
	112	312,500	402,900		
	113	313,100	403,500		
	114	313,500	404,200		
	115	314,000	404,900		
	116	314,500	405,600		
	117	315,100	406,200		
	118	315,600	406,700		
	119	316,000	407,100		
	120	316,500	407,500		
	121	317,000	407,900		
	122	317,400	408,200		

	123	317,900	408,500		
	124	318,400	408,700		
	125	319,000	408,900		
	126	319,300	409,200		
	127	319,600	409,500		
	128	319,900	409,700		
	129	320,100	409,900		
	130	320,400	410,200		
	131	320,700	410,500		
	132	321,000	410,700		
	133	321,200	410,900		
	134	321,400	411,200		
	135	321,600	411,500		
	136	321,900	411,700		
	137	322,200	411,900		
	138	322,400	412,200		
	139	322,700	412,500		
	140	323,000	412,700		
	141	323,200	412,900		
	142	323,400	413,200		
	143	323,700	413,500		
	144	323,900	413,700		
	145	324,200	413,900		
	146	324,400			
	147	324,700			
	148	325,000			
	149	325,200			
	150	325,400			
	151	325,700			
	152	326,000			
	153	326,200			
再任用職員		231,700	272,000	328,800	412,900

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 2 (第 8 条関係)

中学校教育職員給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	150,900	166,700	284,800	404,400
	2	152,400	168,800	287,500	405,900
	3	153,900	170,900	290,400	407,400
	4	155,400	173,100	293,100	408,900
	5	157,100	175,100	295,700	410,300
	6	159,000	177,300	298,100	411,700
	7	160,800	179,500	300,600	413,200
	8	162,600	181,700	303,200	414,800
	9	164,400	184,000	305,700	416,200
	10	166,500	186,800	308,500	417,600
	11	168,500	189,500	311,300	419,000
	12	170,500	192,200	314,200	420,300
	13	172,500	195,100	316,800	421,600
	14	174,700	196,800	319,000	423,000
	15	176,900	198,400	321,200	424,400
	16	179,100	200,100	323,500	425,800
	17	181,400	201,900	325,800	427,000
	18	184,000	203,600	328,000	428,300
	19	186,500	205,300	330,300	429,500
	20	189,000	206,900	332,500	430,800
	21	191,500	208,700	334,800	431,900
	22	193,200	210,600	337,000	433,100
	23	194,900	212,500	339,300	434,400
	24	196,600	214,400	341,600	435,700
	25	198,100	216,100	343,700	437,000
	26	199,700	218,100	345,500	438,200
	27	201,300	220,100	347,400	439,200
	28	202,800	222,100	349,300	440,300
	29	204,500	224,000	351,200	441,500
	30	206,200	226,700	353,000	442,300
	31	207,900	229,400	354,700	443,100
	32	209,600	232,100	356,600	444,000
	33	211,100	234,700	358,300	444,900
	34	212,800	237,500	360,000	445,400
	35	214,500	240,100	361,700	445,900
	36	216,200	242,800	363,500	446,400

	37	217,700	245,400	365,400	446,900
	38	219,400	247,900	366,900	
	39	221,100	250,400	368,500	
	40	222,800	252,900	370,100	
	41	224,400	255,600	371,400	
	42	226,100	258,000	372,800	
	43	227,700	260,300	374,300	
	44	229,300	262,600	375,800	
	45	231,000	264,900	377,300	
	46	232,500	267,200	378,900	
	47	234,000	269,400	380,500	
	48	235,400	271,600	382,000	
	49	237,000	274,000	383,400	
	50	238,400	276,000	384,900	
	51	240,000	278,100	386,400	
	52	241,200	280,200	387,800	
	53	242,500	282,200	389,000	
	54	244,000	284,800	390,300	
	55	245,300	287,200	391,400	
	56	246,600	289,700	392,500	
	57	248,000	291,900	394,000	
	58	249,200	294,500	395,200	
	59	250,400	297,000	396,400	
	60	251,700	299,700	397,700	
再	61	253,100	302,100	398,900	
	62	254,500	304,500	399,900	
	63	255,800	307,000	401,300	
任	64	256,800	309,400	402,600	
	65	257,800	311,800	403,800	
	66	259,300	314,000	404,900	
	67	260,900	316,100	406,100	
	68	262,400	318,300	407,200	
用	69	264,000	320,600	408,200	
	70	265,500	322,700	409,400	
	71	267,000	324,900	410,600	
	72	268,500	326,900	411,800	
職	73	269,700	329,100	412,400	
	74	270,900	331,200	413,200	
	75	272,200	333,400	413,900	
	76	273,500	335,600	414,400	
員	77	274,900	337,400	414,700	
	78	276,000	339,300	415,100	
	79	277,200	341,200	415,500	

以	80	278,400	343,000	415,900
	81	279,700	344,800	416,200
外	82	280,700	346,600	416,600
	83	281,900	348,300	417,000
	84	283,100	350,100	417,300
	85	284,100	351,500	417,600
	86	285,000	353,100	418,000
	87	286,000	354,800	418,400
の	88	287,000	356,300	418,700
	89	288,100	357,700	419,000
	90	289,000	359,000	419,300
	91	289,900	360,400	419,600
職	92	290,800	361,800	419,800
	93	291,300	363,300	420,000
	94	292,000	364,600	
	95	292,800	365,900	
	96	293,600	367,100	
	97	294,400	368,100	
	98	295,200	369,100	
	99	296,000	370,100	
員	100	296,700	371,100	
	101	297,600	372,000	
	102	298,100	373,000	
	103	298,600	374,000	
	104	299,100	375,000	
	105	299,300	375,800	
	106	299,700	376,700	
	107	300,000	377,600	
	108	300,200	378,600	
	109	300,400	379,400	
	110	300,600	380,400	
	111	300,900	381,400	
112	301,200	382,400		
113	301,400	383,000		
114	301,600	383,900		
115	301,800	384,800		
116	302,100	385,700		
117	302,400	386,500		
118	302,700	387,200		
119	303,000	388,000		
120	303,300	388,800		
121	303,400	389,400		
122	303,600	390,200		

123	303,900	390,900		
124	304,200	391,600		
125	304,400	392,200		
126		392,900		
127		393,400		
128		394,000		
129		394,700		
130		395,300		
131		395,800		
132		396,300		
133		396,600		
134		396,900		
135		397,200		
136		397,500		
137		397,800		
138		398,100		
139		398,400		
140		398,700		
141		399,000		
142		399,300		
143		399,600		
144		399,900		
145		400,100		
146		400,400		
147		400,700		
148		400,900		
149		401,100		
150		401,400		
151		401,700		
152		401,900		
153		402,100		
154		402,400		
155		402,700		
156		402,900		
157		403,100		
再任用職員	222,900	268,800	322,100	402,900

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員の給料月額、この表の額に 7,500 円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（切替日前の異動者の号給の調整）

2 この条例の施行の日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成30年 3 月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。

6 前 3 項の規定による給料を支給される職員に関する改正後の教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第19条第 5 項（第20条第 4 項において準用する場合及び職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年和歌山県条例第 9 号）第20条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、改正後の条例第19条第 5 項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年和歌山県条例第33号）附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（平成30年 3 月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

7 切替日から平成30年 3 月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第14条の 2 第 2 項第 1 号	1 0 0 分の 20	1 0 0 分の 20 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第14条の 2 第 2 項第 2 号	1 0 0 分の 16	1 0 0 分の 16 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第14条の 2 第 2 項第 3 号	1 0 0 分の 15	1 0 0 分の 15 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第14条の 2 第 2 項第 4 号	1 0 0 分の 12	1 0 0 分の 12 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

第14条の2第2項第5号	100分の10	100分の10を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第14条の2第2項第6号	100分の6	100分の6を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第14条の2第2項第7号	100分の3	100分の3を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第15条の5第2項	3万円	3万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

(地域手当に関する経過措置)

- 8 この条例の施行の際現に教育職員の給与に関する条例第14条の3第1項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において改正前の第14条の2の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が切替日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する同項の規定の適用については、同項中「同条第2項各号に定める割合をいい」とあるのは、「改正前の同条第2項各号に定める割合をいい」とする。

(人事委員会規則への委任)

- 9 前7項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 10 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「受ける給料月額」の次に「(教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年和歌山県条例33号)附則第3項から第5項までの規定により給料として支給される額を含む。)」を加える。

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第34号

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第16条の2第2項第1号中「100分の18」を「100分の20」に改め、同項第2号中「100分の15」を「100分の16」に改め、同項第3号中「100分の12」を「100分の15」に改め、同項第4号中「100分の10」を「100分の12」に改め、同項第5号中「100分の6」を「100分の10」に改め、同項第6号中「100分の3」を「100分の6」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 7級地 100分の3

第17条の5第2項中「2万6,000円」を「3万円」に、「4万5,000円」を「7万円」に改める。

第17条の6第1項中「定める職員」の次に「（次項において「管理職員」という。）」を、「年末年始の休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第17条の6第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して教育委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額

第22条の2中「、第17条の5」を削る。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第 1 (第10条関係)

小学校、中学校等教育職員給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	150,900	166,700	284,800	404,400
	2	152,400	168,800	287,500	405,900
	3	153,900	170,900	290,400	407,400
	4	155,400	173,100	293,100	408,900
	5	157,100	175,100	295,700	410,300
	6	159,000	177,300	298,100	411,700
	7	160,800	179,500	300,600	413,200
	8	162,600	181,700	303,200	414,800
	9	164,400	184,000	305,700	416,200
	10	166,500	186,800	308,500	417,600
	11	168,500	189,500	311,300	419,000
	12	170,500	192,200	314,200	420,300
	13	172,500	195,100	316,800	421,600
	14	174,700	196,800	319,000	423,000
	15	176,900	198,400	321,200	424,400
	16	179,100	200,100	323,500	425,800
	17	181,400	201,900	325,800	427,000
	18	184,000	203,600	328,000	428,300
	19	186,500	205,300	330,300	429,500
	20	189,000	206,900	332,500	430,800
	21	191,500	208,700	334,800	431,900
	22	193,200	210,600	337,000	433,100
	23	194,900	212,500	339,300	434,400
	24	196,600	214,400	341,600	435,700
	25	198,100	216,100	343,700	437,000
	26	199,700	218,100	345,500	438,200
	27	201,300	220,100	347,400	439,200
	28	202,800	222,100	349,300	440,300
	29	204,500	224,000	351,200	441,500
	30	206,200	226,700	353,000	442,300
	31	207,900	229,400	354,700	443,100
	32	209,600	232,100	356,600	444,000
	33	211,100	234,700	358,300	444,900
	34	212,800	237,500	360,000	445,400
	35	214,500	240,100	361,700	445,900
	36	216,200	242,800	363,500	446,400

	37	217,700	245,400	365,400	446,900
	38	219,400	247,900	366,900	
	39	221,100	250,400	368,500	
	40	222,800	252,900	370,100	
	41	224,400	255,600	371,400	
	42	226,100	258,000	372,800	
	43	227,700	260,300	374,300	
	44	229,300	262,600	375,800	
	45	231,000	264,900	377,300	
	46	232,500	267,200	378,900	
	47	234,000	269,400	380,500	
	48	235,400	271,600	382,000	
	49	237,000	274,000	383,400	
	50	238,400	276,000	384,900	
	51	240,000	278,100	386,400	
	52	241,200	280,200	387,800	
	53	242,500	282,200	389,000	
	54	244,000	284,800	390,300	
	55	245,300	287,200	391,400	
	56	246,600	289,700	392,500	
	57	248,000	291,900	394,000	
	58	249,200	294,500	395,200	
	59	250,400	297,000	396,400	
	60	251,700	299,700	397,700	
再	61	253,100	302,100	398,900	
	62	254,500	304,500	399,900	
	63	255,800	307,000	401,300	
任	64	256,800	309,400	402,600	
	65	257,800	311,800	403,800	
	66	259,300	314,000	404,900	
	67	260,900	316,100	406,100	
用	68	262,400	318,300	407,200	
	69	264,000	320,600	408,200	
	70	265,500	322,700	409,400	
	71	267,000	324,900	410,600	
職	72	268,500	326,900	411,800	
	73	269,700	329,100	412,400	
	74	270,900	331,200	413,200	
	75	272,200	333,400	413,900	
員	76	273,500	335,600	414,400	
	77	274,900	337,400	414,700	
	78	276,000	339,300	415,100	
	79	277,200	341,200	415,500	

以	80	278,400	343,000	415,900
	81	279,700	344,800	416,200
外	82	280,700	346,600	416,600
	83	281,900	348,300	417,000
	84	283,100	350,100	417,300
	85	284,100	351,500	417,600
	86	285,000	353,100	418,000
	87	286,000	354,800	418,400
の	88	287,000	356,300	418,700
	89	288,100	357,700	419,000
	90	289,000	359,000	419,300
	91	289,900	360,400	419,600
職	92	290,800	361,800	419,800
	93	291,300	363,300	420,000
	94	292,000	364,600	
	95	292,800	365,900	
	96	293,600	367,100	
	97	294,400	368,100	
	98	295,200	369,100	
	99	296,000	370,100	
	100	296,700	371,100	
	員	101	297,600	372,000
102		298,100	373,000	
103		298,600	374,000	
104		299,100	375,000	
105		299,300	375,800	
106		299,700	376,700	
107		300,000	377,600	
108		300,200	378,600	
109		300,400	379,400	
110		300,600	380,400	
111		300,900	381,400	
112		301,200	382,400	
113	301,400	383,000		
114	301,600	383,900		
115	301,800	384,800		
116	302,100	385,700		
117	302,400	386,500		
118	302,700	387,200		
119	303,000	388,000		
120	303,300	388,800		
121	303,400	389,400		
122	303,600	390,200		

123	303,900	390,900		
124	304,200	391,600		
125	304,400	392,200		
126		392,900		
127		393,400		
128		394,000		
129		394,700		
130		395,300		
131		395,800		
132		396,300		
133		396,600		
134		396,900		
135		397,200		
136		397,500		
137		397,800		
138		398,100		
139		398,400		
140		398,700		
141		399,000		
142		399,300		
143		399,600		
144		399,900		
145		400,100		
146		400,400		
147		400,700		
148		400,900		
149		401,100		
150		401,400		
151		401,700		
152		401,900		
153		402,100		
154		402,400		
155		402,700		
156		402,900		
157		403,100		
再任用職員	222,900	268,800	322,100	402,900

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員の給料月額、この表の額に 7,500 円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 2 (第10条関係)

高等学校等教育職員給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	150,900	195,100	325,800	414,600
	2	152,400	196,800	328,000	416,400
	3	153,900	198,400	330,300	418,200
	4	155,400	200,100	332,500	419,900
	5	157,100	201,900	334,800	421,400
	6	159,000	203,600	337,000	422,900
	7	160,800	205,300	339,300	424,800
	8	162,600	206,900	341,600	426,700
	9	164,400	208,700	343,700	428,500
	10	166,500	210,600	345,800	430,300
	11	168,500	212,500	348,000	432,200
	12	170,500	214,400	350,100	434,000
	13	172,500	216,100	352,300	435,700
	14	174,700	218,100	354,300	437,600
	15	176,900	220,100	356,300	439,400
	16	179,100	222,100	358,300	441,300
	17	181,400	224,000	360,200	443,000
	18	184,000	226,700	362,100	444,800
	19	186,500	229,400	364,100	446,600
	20	189,000	232,100	366,100	448,400
	21	191,500	234,700	367,900	450,000
	22	193,200	237,500	369,900	451,700
	23	194,900	240,100	371,800	453,600
	24	196,600	242,800	373,700	455,300
	25	198,100	245,400	375,200	457,000
	26	199,800	247,900	377,000	458,600
	27	201,500	250,400	378,900	460,200
	28	203,100	252,900	380,800	461,700
	29	204,600	255,600	382,700	463,200
	30	206,300	258,000	384,600	464,500
	31	208,000	260,300	386,500	465,800
	32	209,700	262,600	388,500	467,100
	33	211,300	264,900	390,200	468,300
	34	213,100	267,200	391,900	469,000
	35	214,900	269,400	393,500	469,700
	36	216,700	271,600	395,300	470,400

	37	218,300	274,000	396,500	471,000
	38	220,100	276,000	398,000	
	39	221,900	278,100	399,400	
	40	223,700	280,200	400,800	
	41	225,400	282,200	402,500	
	42	227,100	284,800	403,900	
	43	228,700	287,200	405,200	
	44	230,300	289,700	406,700	
	45	232,000	291,900	408,300	
	46	233,400	294,500	409,600	
	47	234,800	297,000	411,100	
	48	236,200	299,700	412,700	
	49	237,700	302,100	414,400	
	50	239,200	304,500	415,800	
	51	240,600	307,000	417,400	
	52	242,100	309,400	418,900	
	53	243,400	311,800	420,600	
	54	244,700	314,000	422,100	
	55	246,100	316,100	423,700	
	56	247,500	318,300	425,300	
再	57	248,900	320,600	426,800	
	58	250,000	322,700	428,300	
	59	251,300	324,900	429,500	
	60	252,600	326,900	430,700	
任	61	253,900	329,100	431,900	
	62	255,400	331,200	433,200	
	63	256,800	333,400	434,500	
	64	258,100	335,600	435,700	
用	65	259,500	337,500	436,900	
	66	261,100	339,700	438,100	
	67	262,700	341,800	439,300	
	68	264,400	344,000	440,500	
職	69	265,900	346,000	441,700	
	70	267,300	348,000	442,900	
	71	268,800	350,100	444,100	
	72	270,300	352,100	445,300	
員	73	271,400	353,900	446,400	
	74	272,800	355,800	447,000	
	75	274,200	357,700	447,500	
	76	275,500	359,600	448,000	
以	77	276,900	361,500	448,500	
	78	278,100	363,200		
	79	279,300	364,900		

	80	280,500	366,500
外	81	281,700	368,000
	82	282,900	369,500
	83	284,100	371,000
	84	285,300	372,400
の	85	286,500	373,500
	86	287,600	374,900
	87	288,800	376,300
	88	290,000	377,600
職	89	291,200	378,900
	90	292,300	380,200
	91	293,500	381,400
	92	294,700	382,700
員	93	295,500	384,000
	94	296,500	385,100
	95	297,700	386,400
	96	298,900	387,600
	97	299,900	389,000
	98	301,000	390,000
	99	302,000	391,100
	100	303,100	392,100
	101	304,000	393,000
	102	305,100	394,000
	103	306,200	395,100
	104	307,200	396,200
	105	307,800	396,900
	106	308,700	397,800
	107	309,500	398,700
	108	310,300	399,600
	109	311,200	400,400
	110	311,600	401,300
	111	312,000	402,100
	112	312,500	402,900
	113	313,100	403,500
	114	313,500	404,200
	115	314,000	404,900
	116	314,500	405,600
	117	315,100	406,200
	118	315,600	406,700
	119	316,000	407,100
	120	316,500	407,500
	121	317,000	407,900
	122	317,400	408,200

	123	317,900	408,500		
	124	318,400	408,700		
	125	319,000	408,900		
	126	319,300	409,200		
	127	319,600	409,500		
	128	319,900	409,700		
	129	320,100	409,900		
	130	320,400	410,200		
	131	320,700	410,500		
	132	321,000	410,700		
	133	321,200	410,900		
	134	321,400	411,200		
	135	321,600	411,500		
	136	321,900	411,700		
	137	322,200	411,900		
	138	322,400	412,200		
	139	322,700	412,500		
	140	323,000	412,700		
	141	323,200	412,900		
	142	323,400	413,200		
	143	323,700	413,500		
	144	323,900	413,700		
	145	324,200	413,900		
	146	324,400			
	147	324,700			
	148	325,000			
	149	325,200			
	150	325,400			
	151	325,700			
	152	326,000			
	153	326,200			
再任用職員		231,700	272,000	328,800	412,900

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 3 (第10条関係)

学校栄養職員給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	142,400	180,300	215,500	242,000	275,700
	2	143,800	181,900	217,100	243,400	277,800
	3	145,200	183,500	218,700	244,700	280,000
	4	146,600	185,100	220,300	246,100	282,200
	5	147,800	186,600	221,700	247,400	284,400
	6	149,600	188,200	223,300	248,700	286,500
	7	151,300	189,800	224,800	250,000	288,700
	8	153,000	191,300	226,400	251,300	290,900
	9	154,700	192,900	227,900	252,700	292,900
	10	156,400	194,600	229,400	253,700	295,100
	11	158,100	196,200	230,800	254,900	297,200
	12	159,900	197,900	232,200	256,100	299,400
	13	161,400	199,500	234,000	257,400	301,600
	14	163,300	201,100	235,400	259,100	303,600
	15	165,300	202,700	236,700	260,700	305,700
	16	167,200	204,300	238,100	262,300	307,700
	17	169,100	205,800	239,400	263,900	309,900
	18	171,000	207,500	240,700	265,800	311,900
	19	172,800	209,200	242,000	267,600	314,000
	20	174,700	210,900	243,300	269,500	316,100
	21	176,600	212,200	244,700	271,300	318,000
	22	178,100	213,700	245,800	273,100	320,000
	23	179,600	215,100	247,000	275,000	321,900
	24	181,100	216,600	248,200	276,800	323,900
	25	182,700	218,000	249,400	278,600	325,900
	26	184,200	219,400	251,000	280,500	327,800
	27	185,700	220,800	252,500	282,400	329,800
	28	187,100	222,100	254,000	284,200	331,800
	29	188,700	223,600	255,500	286,200	333,400
	30	190,000	225,000	257,300	288,100	335,200
	31	191,300	226,600	259,100	289,900	336,900
	32	192,600	228,000	260,800	291,800	338,700
	33	194,000	229,500	262,300	293,600	340,500
	34	195,400	230,900	264,100	295,300	342,300
	35	196,800	232,100	265,800	297,100	344,200
	36	198,200	233,400	267,600	298,900	346,000

	37	199,300	234,900	269,100	300,400	347,800
再	38	200,600	236,200	270,800	302,100	349,500
	39	201,900	237,500	272,500	303,800	351,100
	40	203,200	238,900	274,200	305,400	352,800
	41	204,400	240,200	275,900	307,200	354,000
任	42	205,600	241,600	277,500	308,900	355,100
	43	206,800	242,900	279,200	310,500	356,300
	44	208,000	244,000	280,900	312,200	357,500
	45	209,200	245,200	282,500	313,400	358,700
用	46	210,300	246,700	284,200	314,800	359,500
	47	211,400	248,300	285,900	316,300	360,700
	48	212,500	249,800	287,500	317,900	361,800
	49	213,600	251,400	288,900	319,400	362,800
職	50	214,600	252,800	290,500	320,700	363,800
	51	215,600	254,200	292,000	321,900	364,800
	52	216,600	255,600	293,600	323,200	365,800
	53	217,400	256,700	295,000	324,300	366,600
員	54	218,400	258,100	296,500	325,300	367,400
	55	219,300	259,500	297,900	326,400	368,300
	56	220,300	260,900	299,400	327,400	369,200
	57	221,100	261,900	300,700	327,900	369,700
以	58	222,000	263,200	301,900	328,800	370,500
	59	222,900	264,500	303,200	329,600	371,300
	60	223,800	265,800	304,600	330,500	372,100
	61	224,700	266,800	305,900	331,300	372,500
外	62	225,700	268,000	307,100	331,600	373,200
	63	226,700	269,300	308,400	332,200	373,900
	64	227,800	270,600	309,600	332,900	374,600
	65	228,500	271,600	311,000	333,500	375,000
の	66	229,400	272,700	311,800	334,200	375,600
	67	230,300	273,800	312,600	334,900	376,300
	68	231,200	274,900	313,400	335,600	376,900
	69	231,900	276,000	314,000	336,300	377,300
職	70	232,600	277,000	314,700	336,800	377,800
	71	233,300	278,100	315,400	337,400	378,300
	72	234,000	279,200	316,000	338,000	378,800
	73	234,700	280,100	316,700	338,300	379,400
員	74	235,500	280,800	316,900	338,900	379,900
	75	236,300	281,400	317,500	339,400	380,500
	76	237,100	282,200	318,100	340,000	381,100
	77	237,700	283,000	318,700	340,500	381,600
	78	238,300	283,600	319,200	341,000	382,100
	79	238,900	284,200	319,700	341,500	382,600

	80	239,500	284,800	320,200	341,900	383,100
	81	239,900	285,500	320,800	342,200	383,400
	82	240,300	286,000	321,300	342,500	383,900
	83	240,700	286,400	321,700	342,900	384,300
	84	241,100	286,800	322,200	343,200	384,700
	85	241,500	287,000	322,700	343,700	385,100
	86		287,200	323,100	344,000	
	87		287,400	323,300	344,300	
	88		287,600	323,700	344,600	
	89		288,000	324,100	345,000	
	90		288,200	324,500	345,300	
	91		288,400	324,900	345,700	
	92		288,600	325,300	346,000	
	93		289,000	325,600	346,400	
	94		289,200	325,800	346,700	
	95		289,400	326,200	347,000	
	96		289,700	326,500	347,300	
	97		290,100	326,700	347,600	
	98		290,400	327,000	348,000	
	99		290,600	327,300	348,400	
	100		290,900	327,600	348,800	
	101		291,200	327,800	349,300	
	102		291,400	328,100	349,700	
	103		291,600	328,500	350,100	
	104		291,900	328,700	350,500	
	105		292,200	328,800	351,000	
	106			329,100		
	107			329,500		
	108			329,700		
	109			329,900		
	110			330,300		
	111			330,700		
	112			331,100		
	113			331,300		
再任用職員		186,400	213,000	241,200	254,600	279,800

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（切替日前の異動者の号給の調整）

2 この条例の施行の日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び教育委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（教育委員会規則で定める職員を除く。）には、平成30年 3 月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、教育委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、教育委員会規則の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。

（平成30年 3 月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

6 切替日から平成30年 3 月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第16条の 2 第 2 項第 1 号	1 0 0 分の 20	1 0 0 分の 20 を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合
第16条の 2 第 2 項第 2 号	1 0 0 分の 16	1 0 0 分の 16 を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合
第16条の 2 第 2 項第 3 号	1 0 0 分の 15	1 0 0 分の 15 を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合
第16条の 2 第 2 項第 4 号	1 0 0 分の 12	1 0 0 分の 12 を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合
第16条の 2 第 2 項第 5 号	1 0 0 分の 10	1 0 0 分の 10 を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合
第16条の 2 第 2 項第 6 号	1 0 0 分の 6	1 0 0 分の 6 を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合
第16条の 2 第 2 項第 7 号	1 0 0 分の 3	1 0 0 分の 3 を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合

第17条の5第2項	3万円	3万円を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額
-----------	-----	--------------------------

（地域手当に関する経過措置）

7 この条例の施行の際現に市町村立学校職員の給与に関する条例第16条の3第1項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において改正前の第16条の2の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が切替日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する同項の規定の適用については、同項中「同条第2項各号に定める割合をいい」とあるのは、「改正前の同条第2項各号に定める割合をいい」とする。

（教育委員会規則への委任）

8 前6項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

9 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「受ける給料月額」の次に「（市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年和歌山県条例第34号）附則第3項から第5項までの規定により給料として支給される額を含む。）」を加える。

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第35号

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県立学校等職員定数条例（昭和31年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「2,177人」を「2,128人」に改め、同条第3号中「1,047人」を「1,061人」に改める。

第4条第1号中「3,958人」を「3,925人」に、「2,335人」を「2,309人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第36号

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第2項第1号中「100分の18」を「100分の20」に改め、同項第2号中「100分の15」を「100分の16」に改め、同項第3号中「100分の12」を「100分の15」に改め、同項第4号中「100分の10」を「100分の12」に改め、同項第5号中「100分の6」を「100分の10」に改め、同項第6号中「100分の3」を「100分の6」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 7級地 100分の3

第13条の2第2項中「2万6,000円」を「3万円」に、「4万5,000円」を「7万円」に改める。

第19条第1項中「定める警察官」の次に「（次項において「管理警察官」という。）」を、「年末年始の休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、管理警察官が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該警察官には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第19条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした警察官にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

第22条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に、「100分の102.5」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に、「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

第23条の2中「、第13条の2」を削る。

別表を次のように改める。

別表 (第 7 条関係)

警 察 官 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	160,300	175,900	202,500	242,300	287,600	315,000	343,800	378,900	420,500
	2	162,000	177,700	204,500	244,100	289,900	317,200	346,000	381,100	422,300
	3	163,800	179,500	206,500	245,900	292,100	319,500	348,300	383,200	424,200
	4	165,500	181,300	208,500	247,700	294,400	321,700	350,500	385,300	426,100
	5	167,000	183,200	210,500	249,400	296,300	324,000	352,600	387,200	427,500
	6	168,900	185,500	212,500	251,200	298,600	326,200	354,700	389,200	429,200
	7	170,700	187,800	214,500	252,800	300,900	328,500	356,900	391,100	430,800
	8	172,600	190,100	216,400	254,500	303,100	330,800	359,100	392,900	432,300
	9	174,300	192,300	218,500	256,000	305,200	332,700	361,000	394,700	433,900
	10	176,000	194,900	220,300	257,600	307,400	335,000	363,200	396,700	435,600
	11	177,700	197,400	222,100	259,000	309,700	337,200	365,300	398,700	437,200
	12	179,400	199,900	223,900	260,500	311,900	339,500	367,500	400,800	438,800
	13	181,300	202,300	225,800	262,200	314,000	341,600	369,700	402,600	439,900
	14	183,400	204,100	227,700	263,600	316,300	343,700	371,800	404,700	441,500
	15	185,500	205,900	229,600	264,800	318,500	345,900	374,000	406,700	443,300
	16	187,600	207,700	231,500	266,100	320,800	348,000	376,100	408,800	445,100
	17	189,800	209,600	233,100	267,300	322,700	350,200	377,900	410,500	446,700
	18	192,200	211,500	234,900	268,900	325,000	352,200	379,900	412,200	448,500
	19	194,600	213,400	236,700	270,400	327,100	354,300	381,900	413,900	450,300
	20	197,000	215,200	238,500	271,900	329,400	356,400	383,900	415,500	452,000
	21	199,500	216,900	240,100	273,300	331,500	358,500	385,700	417,200	453,600
	22	201,300	218,700	241,500	274,700	333,500	360,500	387,800	418,800	455,300
	23	203,100	220,500	242,700	276,300	335,600	362,500	389,900	420,200	456,900
	24	204,900	222,300	244,000	277,900	337,600	364,600	391,900	421,700	458,700
	25	206,800	224,000	245,300	279,100	339,600	366,500	393,600	423,000	460,200
	26	208,600	225,700	246,700	281,200	341,700	368,500	395,600	424,400	461,600
	27	210,400	227,400	248,100	283,300	343,700	370,600	397,700	425,900	463,100
	28	212,100	229,100	249,300	285,400	345,700	372,600	399,800	427,500	464,400
	29	214,000	230,600	250,600	287,400	347,900	374,500	401,300	428,800	465,600
	30	215,800	232,400	251,700	289,400	350,000	376,600	403,100	430,500	466,300
	31	217,600	234,200	253,100	291,400	352,000	378,700	404,800	432,200	467,000
	32	219,400	236,000	254,200	293,300	354,100	380,700	406,500	433,800	467,700
	33	221,100	237,400	255,300	295,200	355,800	382,600	408,200	435,200	468,200
	34	222,800	238,900	256,600	297,000	357,800	384,700	409,700	436,900	469,000
	35	224,500	240,200	257,800	298,900	359,800	386,800	411,300	438,600	469,700
	36	226,200	241,600	259,000	300,800	361,900	388,700	412,800	440,200	470,300

	37	227,700	242,900	260,100	302,600	363,800	390,400	414,100	441,600	470,600
	38	229,500	244,200	261,300	304,500	365,900	391,900	415,600	442,300	471,200
	39	231,300	245,500	262,500	306,400	367,900	393,200	417,100	443,000	471,700
	40	233,100	246,700	263,600	308,200	369,900	394,600	418,600	443,700	472,200
	41	234,500	248,000	264,800	310,100	371,900	395,800	420,100	444,100	472,700
	42	235,900	249,200	266,400	311,900	374,000	396,900	421,400	444,700	473,100
	43	237,200	250,500	267,900	313,800	376,100	397,900	422,700	445,400	473,500
	44	238,400	251,600	269,100	315,700	378,100	398,900	423,900	446,000	473,900
	45	239,700	252,800	270,300	317,500	379,800	400,100	424,900	446,800	474,200
	46	240,800	254,000	271,900	319,400	381,500	401,300	425,600	447,500	
	47	241,900	255,200	273,600	321,300	383,100	402,400	426,400	448,000	
	48	242,900	256,400	275,200	323,100	384,800	403,600	427,200	448,500	
再	49	243,900	257,500	277,000	324,700	386,200	404,900	427,700	449,000	
	50	245,000	258,700	278,700	326,300	387,200	405,700	428,100	449,300	
	51	246,300	259,900	280,400	327,900	388,200	406,500	428,500	449,600	
	52	247,400	261,100	282,000	329,600	389,200	407,200	428,800	450,000	
任	53	248,500	262,300	283,500	331,300	390,500	407,700	429,100	450,400	
	54	249,800	263,600	285,300	333,000	391,600	408,400	429,500	450,600	
	55	250,900	265,100	287,000	334,800	392,700	409,100	429,800	450,900	
	56	252,100	266,300	288,800	336,600	393,900	409,700	430,100	451,100	
用	57	253,300	267,400	290,400	337,800	395,200	410,400	430,400	451,500	
	58	254,300	269,100	292,100	339,500	396,000	410,800	430,700	451,700	
	59	255,300	270,700	293,900	341,200	396,800	411,400	431,000	451,900	
	60	256,400	272,300	295,700	342,800	397,500	412,000	431,300	452,100	
警	61	257,500	273,900	297,200	344,400	398,000	412,400	431,600	452,500	
	62	258,700	275,500	299,000	346,100	398,700	413,000	431,900		
	63	259,900	277,100	300,800	347,800	399,400	413,500	432,200		
	64	260,900	278,700	302,500	349,500	400,100	414,000	432,500		
察	65	262,000	280,200	304,000	351,100	400,400	414,500	432,800		
	66	263,300	281,600	305,700	352,700	401,100	415,100	433,100		
	67	264,700	283,100	307,300	354,300	401,800	415,500	433,400		
	68	266,000	284,600	309,000	355,900	402,400	416,000	433,700		
官	69	267,200	286,200	310,600	357,100	402,800	416,400	433,900		
	70	268,600	287,700	312,000	358,500	403,300	416,700	434,200		
	71	270,000	289,300	313,500	359,800	403,900	417,000	434,500		
	72	271,400	290,900	315,000	361,200	404,400	417,300	434,800		
以	73	272,700	292,200	316,000	362,400	404,900	417,600	435,000		
	74	274,100	293,600	317,600	363,600	405,300	417,900	435,300		
	75	275,500	295,100	319,200	364,900	405,800	418,200	435,600		
	76	276,800	296,600	320,900	366,200	406,300	418,500	435,900		
外	77	278,000	297,700	322,700	367,500	406,800	418,700	436,100		
	78	279,200	299,200	324,400	368,700	407,300	419,000	436,400		
	79	280,400	300,600	326,000	369,900	407,900	419,300	436,700		

の	80	281,500	302,100	327,600	371,100	408,400	419,600	437,000
	81	282,800	303,600	329,300	372,300	408,800	419,800	437,200
	82	284,000	305,000	331,000	373,500	409,400	420,100	437,500
	83	285,300	306,300	332,600	374,600	409,900	420,400	437,800
警	84	286,600	307,700	334,300	375,800	410,100	420,600	438,100
	85	287,800	308,900	335,700	376,900	410,400	420,800	438,300
	86	289,000	310,400	337,200	377,500	410,900	421,100	
	87	290,200	311,800	338,700	378,000	411,200	421,400	
察	88	291,400	313,300	340,200	378,600	411,500	421,600	
	89	292,500	314,800	341,500	379,200	411,800	421,800	
	90	293,700	316,300	342,700	379,800	412,200	422,100	
	91	294,800	317,700	344,000	380,400	412,600	422,400	
官	92	296,000	319,200	345,300	381,000	413,000	422,600	
	93	296,800	320,500	346,700	381,300	413,300	422,800	
	94	298,100	321,800	348,200	381,800			
	95	299,300	323,200	349,700	382,400			
	96	300,600	324,500	351,200	382,900			
	97	301,700	325,700	352,500	383,300			
	98	302,900	327,000	353,700	383,700			
	99	304,100	328,300	354,800	384,300			
	100	305,300	329,600	356,000	384,800			
	101	306,500	331,000	357,100	385,200			
	102	307,500	331,900	358,200	385,700			
	103	308,600	333,100	359,300	386,300			
104	309,600	334,300	360,500	386,800				
105	310,400	335,400	361,700	387,100				
106	311,000	336,500	362,200	387,500				
107	311,600	337,500	362,800	388,000				
108	312,300	338,600	363,400	388,300				
109	312,800	339,800	364,000	388,600				
110	313,300	340,800	364,500	389,100				
111	313,900	341,800	365,000	389,600				
112	314,500	342,700	365,500	390,100				
113	315,300	343,600	365,900	390,400				
114	316,000	344,500	366,300	390,900				
115	316,700	345,500	366,900	391,400				
116	317,400	346,500	367,400	391,900				
117	318,000	347,500	367,800	392,200				
118	318,800	348,000	368,300	392,700				
119	319,500	348,600	368,900	393,200				
120	320,300	349,200	369,400	393,700				
121	320,900	349,500	369,500	394,100				
122	321,200	349,900	370,100	394,600				

	123	321,700	350,400	370,600	395,000					
	124	322,200	350,800	371,000	395,500					
	125	322,500	351,200	371,500	395,900					
	126		351,600	372,000						
	127		352,100	372,500						
	128		352,500	373,000						
	129		352,900	373,300						
	130		353,300	373,800						
	131		353,700	374,300						
	132		354,100	374,800						
	133		354,300	375,100						
	134		354,800	375,600						
	135		355,200	376,000						
	136		355,500	376,400						
	137		355,800	376,700						
	138		356,200	377,200						
	139		356,700	377,700						
	140		357,200	378,200						
	141		357,500	378,500						
	142		358,000							
	143		358,500							
	144		359,000							
	145		359,300							
再任用警察官		238,900	250,600	254,800	286,200	302,700	316,800	340,400	375,600	407,200

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（切替日前の異動者の号給の調整）

2 この条例の施行の日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した警察官及び人事委員会の定めるこれに準ずる警察官の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける警察官で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める警察官を除く。）には、平成30年 3 月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける警察官（前項に規定する警察官を除く。）について、同項の規定による給料を支給される警察官との権衡上必要があると認められるときは、当該警察官には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった警察官について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される警察官との権衡上必要があると認められるときは、当該警察官には、人事委員会規則の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。

6 前 3 項の規定による給料を支給される警察官に関する改正後の警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第21条第 5 項（第22条第 4 項において準用する場合及び職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年和歌山県条例第 9 号）第21条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、改正後の条例第21条第 5 項中「給料月額」とあるのは「給料月額と警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年和歌山県条例第36号）附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（平成30年 3 月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

7 切替日から平成30年 3 月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条の 2 第 2 項第 1 号	1 0 0 分の 20	1 0 0 分の 20 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第12条の 2 第 2 項第 2 号	1 0 0 分の 16	1 0 0 分の 16 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第12条の 2 第 2 項第 3 号	1 0 0 分の 15	1 0 0 分の 15 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第12条の 2 第 2 項第 4 号	1 0 0 分の 12	1 0 0 分の 12 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

第12条の2第2項第5号	100分の10	100分の10を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第12条の2第2項第6号	100分の6	100分の6を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第12条の2第2項第7号	100分の3	100分の3を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第13条の2第2項	3万円	3万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

（地域手当に関する経過措置）

- 8 この条例の施行の際現に警察職員の給与に関する条例第12条の3第1項の規定の適用を受けている警察官に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において改正前の第12条の2の規定の適用を受けている警察官が切替日にその在勤する公署を異にして異動した場合又はこれらの警察官の在勤する公署が切替日に移転した場合における当該警察官に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する同項の規定の適用については、同項中「同条第2項各号に定める割合をいい」とあるのは、「改正前の同条第2項各号に定める割合をいい」とする。

（人事委員会規則への委任）

- 9 前7項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 10 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「受ける給料月額」の次に「（警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年和歌山県条例第36号）附則第3項から第5項までの規定により給料として支給される額を含む。）」を加える。

和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第37号

和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

和歌山県地方警察職員定員条例（昭和32年和歌山県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「190人」を「191人」に、「1,227人」を「1,233人」に、「644人」を「647人」に、「2,154人」を「2,164人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県警察職員の賞じゅつ金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第38号

和歌山県警察職員の賞じゅつ金に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県警察職員の賞じゅつ金に関する条例（昭和42年和歌山県条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名中「賞じゅつ金」の次に「及び殉職者特別賞じゅつ金」を加える。

第1条中「賞じゅつ金」の次に「及び殉職者特別賞じゅつ金」を加える。

第5条を第6条とする。

第4条の見出し中「殉職者賞じゅつ金」を「殉職者賞じゅつ金等」に改め、同条中「殉職者賞じゅつ金」の次に「又は殉職者特別賞じゅつ金」を加え、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（殉職者特別賞じゅつ金）

第4条 前2条の規定にかかわらず、職員が上司の命を受けて特に生命の危険が予想される職務に従事した場合で、危害を加えられ、又は災害を被ることが予断できたにもかかわらず、生命の危険を顧みることなくその職務を遂行したことにより危害又は災害を受け、そのため死亡し、かつ、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）第2条第2項に規定する警察勲功章を授与されたときには、6,000万円以下の殉職者特別賞じゅつ金を支給することができる。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第39号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和34年和歌山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号の表中「保育所」の次に「、幼保連携型認定こども園」を加える。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第40号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1第32項の2中「第1試験場」の次に「又は第2試験場」を加える。

別表第2第9項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同表第15項第5号イの表中「切削工具研削 機械保全」を「切削工具研削」に改め、別表第2第25項第2号中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改め、同項第3号中「宅地建物取引主任者資格登録簿」を「宅地建物取引士資格登録簿」に改め、同項第5号及び第6号中「取引主任者証」を「取引士証」に改め、同表第32項第7号ア中「第5条の2第3項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同表第34項第1号の表運転免許試験手数料（法第89条第1項の規定による運転免許試験を受けようとする者）の部大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験の項中「4,600円」を「4,400円」に、「7,700円」を「7,400円」に改め、同部普通自動車免許に係る試験の項中「1,800円」を「1,750円」に、「1,900円」を「1,850円」に、「3,050円」を「3,100円」に改め、同部特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験の項中「3,050円」を「2,950円」に、「4,600円」を「4,500円」に改め、同部小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験の項中「1,900円」を「1,850円」に改め、同部大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験の項中「4,600円」を「4,550円」に改め、同部仮運転免許に係る試験の項中「3,000円」を「2,850円」に、「4,550円」を「4,400円」に改め、同表検査手数料（法第89条第3項の規定による検査（以下この項において「検査」という。）を受けようとする者）の部大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査の項中「3,850円」を「3,650円」に、「6,950円」を「6,650円」に改め、同部普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査の項中「4,050円」を「3,850円」に、「4,900円」を「4,750円」に改め、同表再試験手数料（法第100条の2第1項の規定による再試験を受けようとする者）の部普通自動車免許に係る再試験の項中「2,800円」を「2,850円」に改め、同部大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験の項中「1,700円」を「1,750円」に、「3,250円」を「3,300円」に改め、同部原動機付自転車免許に係る再試験の項中「1,000円」を「1,050円」に改め、同表免許証再交付手数料（法第94条第2項の規定による免許証の再交付を受けようとする者）の部第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の項中「3,600円」を「3,500円」に改め、同表審査手数料（法第91条の規定により運転することができる自動車及び原動機付自転車の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするもの）の部中「1,550円」を「1,450円」に、「3,100円」を「3,000円」に改め、同表技能検定員資格者証交付手数料（法第99条の2第4項の規定による技能検定員資格者証の交付を受けようとする者）の部中「1,200円」を「1,100円」に改め、同表技能検定員審査手数料（法第99条の2第4項第1号イの規定による審査（以下この項において「技能検定員審査」という。）を受けようとする者）の部大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査の項中「23,500円」を「23,450円」に改め、同部大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免

許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下この項において「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）の項中「21,850円」を「21,700円」に改め、同表教習指導員資格者証交付手数料（法第99条の3第4項の規定による教習指導員資格者証の交付を受けようとする者）の部中「1,200円」を「1,100円」に改め、同表教習指導員審査手数料（法第99条の3第4項第1号イの規定による審査（以下この項において「教習指導員審査」という。）を受けようとする者）の部大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査の項中「15,000円」を「14,950円」に改め、同部特定第一種運転免許に係る教習指導員審査の項中「9,450円」を「9,400円」に改め、同部大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下この項において「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）の項中「12,850円」を「12,750円」に改め、同表講習手数料（法第108条の2第1項各号に掲げる講習を受けようとする者）の部法第108条の2第1項第1号に掲げる講習の項中「700円」を「750円」に改め、同部法第108条の2第1項第2号に掲げる講習の項中「2,450円」を「2,350円」に改め、同部法第108条の2第1項第3号に掲げる講習の項中「2,200円」を「2,100円」に改め、同部法第108条の2第1項第4号に掲げる講習の項中「4,700円」を「4,650円」に改め、同部法第108条の2第1項第5号に掲げる講習の項中「4,150円」を「4,100円」に、「4,050円」を「4,000円」に改め、同部法第108条の2第1項第7号に掲げる講習の項中「3,150円」を「3,100円」に改め、同部法第108条の2第1項第8号に掲げる講習の項中「1,250円」を「1,300円」に改め、同部法第108条の2第1項第10号に掲げる講習の項中「2,100円」を「2,050円」に、「2,750円」を「2,700円」に、「2,600円」を「2,550円」に、「2,450円」を「2,400円」に改め、同部法第108条の2第1項第11号に掲げる講習の項中「600円」を「500円」に、「950円」を「800円」に、「1,500円」を「1,350円」に改め、同部法第108条の2第1項第12号に掲げる講習の項中「5,800円」を「5,600円」に、「5,350円」を「5,200円」に、「2,350円」を「2,250円」に改め、同部法第108条の2第1項第13号に掲げる講習の項中「13,350円」を「13,200円」に、「9,200円」を「9,050円」に改め、同項の次に次のように加える。

法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	1時間につき	1,900円
-----------------------	--------	--------

別表第2第34項第1号の表通知手数料（法第108条の2第1項第10号又は同項第13号に掲げる講習を受けようとする者）の部中「850円」を「900円」に改め、別表第2第34項第2号の表1の部大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査の項中「4,150円」を「4,000円」に改め、同部普通自動車免許に係る技能検定員審査の項中「3,750円」を「3,600円」に改め、同部大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査の項中「4,450円」を「4,250円」に改め、同表2の部大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査の項中「7,000円」を「6,700円」に改め、同部普通自動車免許に係る技能検定員審査の項中「6,400円」を「6,100円」に改め、同部特定第一種運転免許に係る技能検定員審査の項中「2,200円」を「2,100円」に改め、同部大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査の項中「7,80

0 円」を「7,400円」に改め、同表 3 の部大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査の項中「2,100円」を「2,450円」に改め、同部普通自動車免許に係る技能検定員審査の項中「1,850円」を「1,950円」に改め、同部特定第一種運転免許に係る技能検定員審査の項中「2,100円」を「1,950円」に改め、同表 4 の部大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査の項中「2,100円」を「2,450円」に改め、同部普通自動車免許に係る技能検定員審査の項中「1,850円」を「1,950円」に改め、同部特定第一種運転免許に係る技能検定員審査の項中「2,100円」を「1,950円」に改め、同表 5 の部大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査の項中「2,250円」を「2,000円」に改め、同部普通自動車免許に係る技能検定員審査の項中「2,000円」を「1,950円」に改め、同部特定第一種運転免許に係る技能検定員審査の項中「2,250円」を「2,500円」に改め、同表 6 の部大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査の項中「1,850円」を「1,750円」に改め、同部普通自動車免許に係る技能検定員審査の項中「1,950円」を「2,100円」に改め、同部特定第一種運転免許に係る技能検定員審査の項中「2,450円」を「2,550円」に改め、同部大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査の項中「3,150円」を「3,700円」に改め、同表 7 の部大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査の項中「2,700円」を「2,550円」に改め、同表備考 1 中「1 の項」を「1 の部」に、「2 の項」を「2 の部」に、「上欄」を「左欄」に、「下欄」を「右欄」に、「2,950円」を「2,800円」に、「900円」を「850円」に、「3,050円」を「3,100円」に改め、同表備考 2 中「3 の項」を「3 の部」に、「4 の項」を「4 の部」に、「上欄」を「左欄」に、「下欄」を「右欄」に、「、中型自動車免許又は特定第一種運転免許」を「又は中型自動車免許」に、「350円」を「550円」に改め、「普通自動車免許」の次に「又は特定第一種運転免許」を加え、「200円」を「350円」に改め、別表第 2 第 34 項第 3 号の表 1 の部大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査の項中「4,150円」を「4,000円」に改め、同部普通自動車免許に係る教習指導員審査の項中「3,750円」を「3,600円」に改め、同部大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査の項中「4,450円」を「4,250円」に改め、同表 2 の部大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査の項中「1,450円」を「1,350円」に改め、同部普通自動車免許に係る教習指導員審査の項中「1,400円」を「1,250円」に改め、同部特定第一種運転免許に係る教習指導員審査の項中「1,500円」を「1,300円」に改め、同部大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査の項中「1,900円」を「2,050円」に改め、同表 3 の部大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査の項中「1,350円」を「1,250円」に改め、同部普通自動車免許に係る教習指導員審査の項中「1,300円」を「1,200円」に改め、同部特定第一種運転免許に係る教習指導員審査の項中「1,150円」を「1,100円」に改め、同表 4 の部大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査の項中「1,450円」を「1,550円」に改め、同部普通自動車免許に係る教習指導員審査の項中「1,200円」を「1,350円」に改め、同部特定第一種運転免許に係る教習指導員審査の項中「1,250円」を「1,300円」に改め、同表 5 の部大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査の項中「1,450円」を「1,550円」に改め、同部普通自動車免許に係る教習指導員審査の項中「1,200円」を「1,350円」に改め、同部特定第一種運転免許に係る教習指導員審査の項中「1,250円」を「1,300円」に改め、同表 6 の部大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査の項中「1,350円」を「1,400円」に改め、同部普通自動車免許に係る教習指導員審査の項中「1,150円」を「1,300円」に改め、同部特定第一種運転免許に係る教習指導員審

査の項中「1,150円」を「1,200円」に改め、同表7の部大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査の項中「2,700円」を「2,550円」に改め、同表備考1中「1の項」を「1の部」に、「2の項」を「2の部」に、「上欄」を「左欄」に、「下欄」を「右欄」に、「3,000円」を「2,850円」に、「950円」を「900円」に、「1,050円」を「1,100円」に、「3,050円」を「3,150円」に改め、同表備考2中「4の項」を「4の部」に、「5の項」を「5の部」に、「上欄」を「左欄」に、「下欄」を「右欄」に、「中型自動車免許又は普通自動車免許」を「又は中型自動車免許」に、「100円」を「250円」に、「特定第一種運転免許」を「普通自動車免許又は特定第一種運転免許」に、「50円」を「100円」に改める。

別表第3第3項第1号ク中「以下この項」を「ク」に改め、同項第3号イ中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同号イ(ア)中「第9条第1項」を「第27条第1項」に、「第1種フロン類回収業者」を「第1種フロン類充填回収業者」に改め、同号イ(イ)中「第12条第1項」を「第30条第1項」に、「第1種フロン類回収業者」を「第1種フロン類充填回収業者」に改め、同号イ(ウ)及び(エ)を削り、同号オ中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同号に次のように加える。

キ 食品衛生法（キにおいて「法」という。）の施行に関する事務

(ア) 法第48条第6項第3号の規定に基づく養成施設の登録の申請に対する審査

1件につき 150,000円

(イ) 法第48条第6項第4号の規定に基づく講習会の登録の申請に対する審査

1件につき 90,000円

ク 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（クにおいて「法」という。）の施行に関する事務

(ア) 法第12条第5項第3号の規定に基づく養成施設の登録の申請に対する審査

1件につき 150,000円

(イ) 法第12条第5項第4号の規定に基づく講習会の登録の申請に対する審査

1件につき 90,000円

別表第3第3項第4号ソ中(ウ)を(エ)とし、(イ)を(ウ)とし、(ア)を(イ)とし、同号ソに(ア)として次のように加える。

(ア) 法第3条第1項の規定に基づく指定の申請に対する審査

1件につき 30,900円

別表第3第3項第4号ソに次のように加える。

(ウ) 法第32条第1項の規定に基づく指定の更新の申請に対する審査

1件につき 24,800円

別表第3第6項第16号オを次のように改める。

オ 積層造形

(ア) 光造形

30分（30分未満は、30分とする。）につき
5,290円

(イ) 粉末固着

30分まで2,480円とし、30分を超えると

	きは、その超える30分までごとに1,620円を加算する。
(ウ) インクジェット	30分(30分未満は、30分とする。)につき 4,120円

別表第3第6項第16号カを削り、同号キを同号カとし、同表第13項第8号ア(ア)中「かまで」を「そまで」に改め、同号ア(ウ)を削り、同号ウ中「第6条第5項、第6条の2第3項」を「第6条の3第1項」に改め、同号ウの表備考2中「第20条第2号イ」を「第20条第1項第2号イ」に、「同条第2号イ」を「同項第2号イ」に改め、同表備考3中「第20条第2号イ」を「第20条第1項第2号イ」に、「同条第2号イ」を「同項第2号イ」に改め、同号ク並びに同号ケ(ア)及び(イ)中「第7条の3第2項」を「第7条の3第1項」に改め、同号コ中「承認」を「認定」に改め、同号サ(ウ)を削り、同号ト中「第52条第9項、第10項又は第13項」を「第52条第10項、第11項又は第14項」に改め、同号ニ中「第57条の2第3項」を「第57条の5第3項」に改め、同号ホを同号よしとし、同号のからへまでを同号むからゆまでとし、同号なからねまでを削り、同号とを同号みとし、同号きからてまでを同号てからままでとし、同号かを同号そとし、同号その次に次のように加える。

た 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第115条の2第1項第4号ただし書の規定に基づく建築物の外壁及び軒裏の構造の制限に関する適用除外に係る認定の申請に対する審査

1件につき 27,000円

ち 建築基準法施行令第131条の2第2項の規定に基づく計画道路若しくは予定道路を前面道路とみなす建築物又は同条第3項の規定に基づく壁面線若しくは壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物の認定の申請に対する審査

1件につき 27,000円

つ 建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転に関する範囲に係る認定の申請に対する審査

1件につき 27,000円

別表第3第13項第8号おを同号せとし、同号あからえまでを同号こからすまでとし、同号ワ中「1団地」を「一団地」に改め、同号ワを同号けとし、同号ロ中「1団地」を「一団地」に改め、同号ロを同号くとし、同号レを同号きとし、同号ル中「1団地」を「一団地」に改め、同号ルを同号かとし、同号ホからりまでを同号ラからおまでとし、同号へを同号ホとし、同号ホの次に次のように加える。

マ 法第60条の2第1項第3号の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、建築面積、高さ又は壁面の位置の許可の申請に対する審査

1件につき 160,000円

ミ 法第60条の3第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査

1件につき 160,000円

ム 法第67条の3第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査

1件につき 160,000円

メ 法第67条の3第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置の許可の申請に対する審査

1件につき 160,000円

モ 法第67条の3第9項第2号の規定に基づく建築物の防災都市計画施設に面する部分の長さの敷

地の当該防災都市計画施設に接する部分の長さに対する割合及び高さの許可の申請に対する審査

1 件につき 160,000円

ヤ 法第68条第 1 項第 2 号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査

1 件につき 160,000円

ユ 法第68条第 2 項第 2 号の規定に基づく建築物の壁面の位置の許可の申請に対する審査

1 件につき 160,000円

ヨ 法第68条第 3 項第 2 号の規定に基づく建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査

1 件につき 160,000円

別表第 3 第13項第 8 号フを同号へとし、同号ヒを同号フとし、同号ハの次に次のように加える。

ヒ 法第57条の 4 第 1 項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査

1 件につき 160,000円

別表第 3 第13項第11号ア(ア) a の表100平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅でない場合）の項中「評価機関適合証交付住宅」の次に「又は評価機関住宅性能評価書交付住宅」を加え、同表100平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）の項の次に次のように加える。

100平方メートル以内のもの（評価機関住宅性能評価書交付住宅である場合）	17,000円
--------------------------------------	---------

別表第 3 第13項第11号ア(ア) a の表100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅でない場合）の項中「評価機関適合証交付住宅」の次に「又は評価機関住宅性能評価書交付住宅」を加え、同表100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）の項の次に次のように加える。

100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの（評価機関住宅性能評価書交付住宅である場合）	21,000円
---	---------

別表第 3 第13項第11号ア(ア) a の表200平方メートルを超えるもの（評価機関適合証交付住宅でない場合）の項中「評価機関適合証交付住宅」の次に「又は評価機関住宅性能評価書交付住宅」を加え、同表200平方メートルを超えるもの（評価機関適合証交付住宅である場合）の項の次に次のように加える。

200平方メートルを超えるもの（評価機関住宅性能評価書交付住宅である場合）	32,000円
---------------------------------------	---------

別表第 3 第13項第11号ア(ア) a の表備考を次のように改める。

備考

- 1 「評価機関適合証交付住宅」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が法第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書面を交付した住宅をいう。
- 2 「評価機関住宅性能評価書交付住宅」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書を交付した住宅をいう。

別表第3第13項第11号ア(7) b の表100平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅でない場合）の項中「評価機関適合証交付住宅」の次に「又は評価機関住宅性能評価書交付住宅」を加え、同表100平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）の項の次に次のように加える。

100平方メートル以内のもの（評価機関住宅性能評価書交付住宅である場合）	25,000円
--------------------------------------	---------

別表第3第13項第11号ア(7) b の表100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅でない場合）の項中「評価機関適合証交付住宅」の次に「又は評価機関住宅性能評価書交付住宅」を加え、同表100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）の項の次に次のように加える。

100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの（評価機関住宅性能評価書交付住宅である場合）	35,000円
---	---------

別表第3第13項第11号ア(7) b の表200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅でない場合）の項中「評価機関適合証交付住宅」の次に「又は評価機関住宅性能評価書交付住宅」を加え、同表200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）の項の次に次のように加える。

200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの（評価機関住宅性能評価書交付住宅である場合）	62,000円
---	---------

別表第3第13項第11号ア(7) b の表500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅でない場合）の項中「評価機関適合証交付住宅」の次に「又は評価機関住宅性能評価書交付住宅」を加え、同表500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）の項の次に次のように加える。

500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの（評価機関住宅	100,000円
--------------------------------------	----------

性能評価書交付住宅である場合)	
-----------------	--

別表第 3 第 13 項第 11 号ア(7) b の表 1, 000 平方メートルを超え、3, 000 平方メートル以内のもの (評価機関適合証交付住宅でない場合) の項中「評価機関適合証交付住宅」の次に「又は評価機関住宅性能評価書交付住宅」を加え、同表 1, 000 平方メートルを超え、3, 000 平方メートル以内のもの (評価機関適合証交付住宅である場合) の項の次に次のように加える。

1, 000 平方メートルを超え、3, 000 平方メートル以内のもの (評価機関住宅性能評価書交付住宅である場合)	186, 000 円
--	------------

別表第 3 第 13 項第 11 号ア(7) b の表 3, 000 平方メートルを超え、5, 000 平方メートル以内のもの (評価機関適合証交付住宅でない場合) の項中「評価機関適合証交付住宅」の次に「又は評価機関住宅性能評価書交付住宅」を加え、同表 3, 000 平方メートルを超え、5, 000 平方メートル以内のもの (評価機関適合証交付住宅である場合) の項の次に次のように加える。

3, 000 平方メートルを超え、5, 000 平方メートル以内のもの (評価機関住宅性能評価書交付住宅である場合)	318, 000 円
--	------------

別表第 3 第 13 項第 11 号ア(7) b の表 5, 000 平方メートルを超え、10, 000 平方メートル以内のもの (評価機関適合証交付住宅でない場合) の項中「評価機関適合証交付住宅」の次に「又は評価機関住宅性能評価書交付住宅」を加え、同表 5, 000 平方メートルを超え、10, 000 平方メートル以内のもの (評価機関適合証交付住宅である場合) の項の次に次のように加える。

5, 000 平方メートルを超え、10, 000 平方メートル以内のもの (評価機関住宅性能評価書交付住宅である場合)	489, 000 円
---	------------

別表第 3 第 13 項第 11 号ア(7) b の表 10, 000 平方メートルを超え、20, 000 平方メートル以内のもの (評価機関適合証交付住宅でない場合) の項中「評価機関適合証交付住宅」の次に「又は評価機関住宅性能評価書交付住宅」を加え、同表 10, 000 平方メートルを超え、20, 000 平方メートル以内のもの (評価機関適合証交付住宅である場合) の項の次に次のように加える。

10, 000 平方メートルを超え、20, 000 平方メートル以内のもの (評価機関住宅性能評価書交付住宅である場合)	889, 000 円
--	------------

別表第 3 第 13 項第 11 号ア(7) b の表 20, 000 平方メートルを超え、30, 000 平方メートル以内のもの (評価機関適合証交付住宅でない場合) の項中「評価機関適合証交付住宅」の次に「又は評価機関住宅性能評価書

交付住宅」を加え、同表20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）の項の次に次のように加える。

20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの（評価機関住宅性能評価書交付住宅である場合）	1,212,000円
---	------------

別表第3第13項第11号ア(7) bの表30,000平方メートルを超えるもの（評価機関適合証交付住宅でない場合）の項中「評価機関適合証交付住宅」の次に「又は評価機関住宅性能評価書交付住宅」を加え、同表30,000平方メートルを超えるもの（評価機関適合証交付住宅である場合）の項の次に次のように加える。

30,000平方メートルを超えるもの（評価機関住宅性能評価書交付住宅である場合）	1,466,000円
--	------------

別表第3第13項第11号ア(7) bの表備考を次のように改める。

備考	
1	「評価機関適合証交付住宅」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が法第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書面を交付した住宅をいう。
2	「評価機関住宅性能評価書交付住宅」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書を交付した住宅をいう。

別表第3第13項第11号ア(4) a中「において、構造計算適合性判定（建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定をいう。bからdまでにおいて同じ。）を行わないとき」を削り、同号ア(4) bを削り、同号ア(4) c中「において、構造計算適合性判定を行わないとき」を削り、同号ア(4) cを同号ア(4) bとし、同号ア(4) dを削り、同項第12号ア(4) a中「建築物について、構造計算適合性判定（建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定をいう。bにおいて同じ。）を行わないときの」を削り、同号ア(4) bを削り、同表第13項に次の2号を加える。

(13) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づくマンションの延べ面積の敷地面積に対する割合に関する特例の許可の申請に対する審査
1件につき 160,000円

(14) 宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第14条の15第1項の規定に基づく宅地建物取引士証の再交付の申請に対する審査 1件につき 4,500円

別表第3第15項第2号イ中「800円」を「822円」に改め、同号キ中「5,800円」を「5,600円」に、「5,350円」を「5,200円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2第32項第7号ア並びに別表第3第3項第1号ク及び第6項第16号オの改正規定、同号カを削り、同号キを同号カとする改正規定並びに同表第13項第8号ク、ケ、ト、ニ、ル、ロ及びワの改正規定 公布の日
- (2) 別表第2第9項及び別表第3第3項第3号オの改正規定 平成27年5月29日
- (3) 別表第2第34項第1号の表講習手数料(法第108条の2第1項各号に掲げる講習を受けようとする者)の部法第108条の2第1項第13号に掲げる講習の項の次に次のように加える改正規定、別表第3第13項第8号の改正規定(同号ク並びに同号ケ(ア)及び(イ)中「第7条の3第2項」を「第7条の3第1項」に改める部分、同号ト中「第52条第9項、第10項又は第13項」を「第52条第10項、第11項又は第14項」に改める部分、同号ニ中「第57条の2第3項」を「第57条の5第3項」に改める部分並びに同号ル、ロ及びワ中「1団地」を「一団地」に改める部分を除く。)、同表第13項第11号ア(イ) a の改正規定、同号ア(イ) b を削る改正規定、同号ア(イ) c の改正規定、同号ア(イ) c を同号ア(イ) b とする改正規定、同号ア(イ) d を削る改正規定、同項第12号ア(イ) a の改正規定及び同項第12号ア(イ) b を削る改正規定 平成27年6月1日
- (4) 別表第3第15項第2号イの改正規定 平成28年2月1日